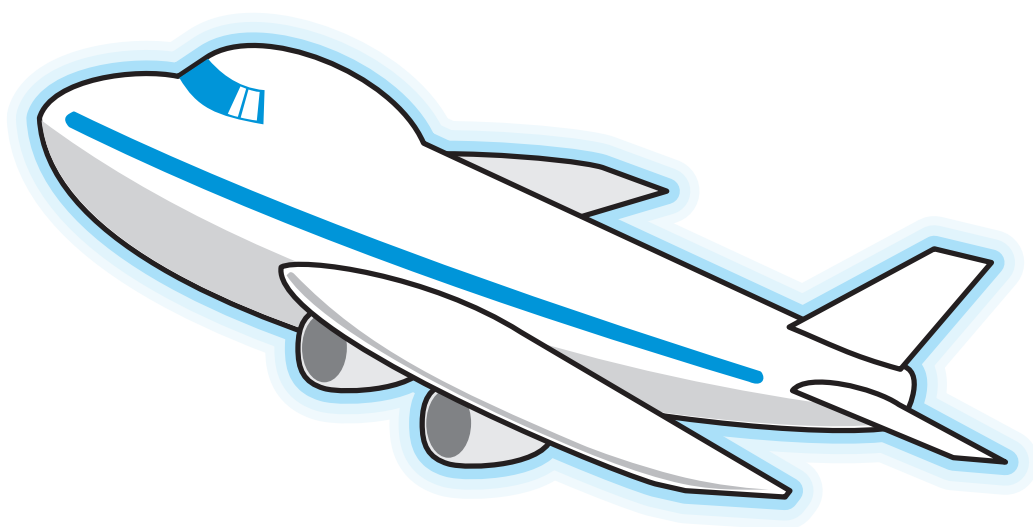


新なんこくフライト・プラン

～第3次南国市障害者基本計画～

(平成27年度～平成31年度)



NANKOKU CITY

南 国 市

平成27年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定の趣旨.....	1
2. 計画の概要.....	2
3. 計画の基本的な考え方.....	3
4. 計画の基本目標.....	3
5. 計画の策定体制.....	3
6. 今後の取り組み.....	3

第2章 南国市の概況

1. 南国市の概況.....	4
2. 障害者の状況.....	4
3. 相談機関、各種申請窓口等の状況.....	9

第3章 計画の体系図.....11

第4章 基本目標に対する現状と課題、施策等

基本目標1「市民参加」	
①啓発と組織の充実.....	12
②総合化の推進.....	14
基本目標2「安心と安全の確保」	
①保健医療・支援活動の充実.....	16
②教育の充実.....	18
③福祉サービスの充実.....	20
基本目標3「自立支援」	
①生活支援の充実.....	22
②雇用、就労の充実.....	25

基本目標 4 「地域でともに生きる」	
①文化、スポーツ活動の促進.....	27
②やさしい環境づくり.....	28

参考資料

アンケート集計結果報告.....	30
南国市障害者自立支援協議会設置要綱および委員名簿.....	42
第 3 次南国市障害者基本計画及び第 4 期南国市障害福祉計画策定経過.....	47

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

南国市における障害者施策は、「新なんこくフライト・プラン～第2次南国市障害者基本計画～（平成22年度～26年度の5か年計画）」に基づき、障害者（※1）の社会のあらゆる分野への「完全参加と平等」の実現を掲げ取り組んできました。

計画期間中、「障害者自立支援法」から『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）』に施行されるなど、障害者を取り巻く環境は制度の変革と社会情勢の推移により大きく変化してきました。

国は、障害者基本法（※2）に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的推進を図るため、障害者基本計画を定めています。平成25年度～29年度までの概ね5年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めた障害者基本計画を策定しました。また、高知県でも平成25年度～34年度までの10年間を計画期間とする「高知県障害者基本計画」が策定されており、障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」を目標に掲げています。

南国市では、障害者自立支援法および障害者総合支援法に基づき、障害者計画の中の福祉サービスの計画的な供給体制の整備を図るため、平成18年度に「第1期南国市障害福祉計画（平成18年度～20年度）」、平成21年度に「第2期南国市障害福祉計画（平成21年度～23年度）」、平成24年度に「第3期南国市障害福祉計画（平成24年度～26年度）」を策定し、福祉サービスの計画的な基盤整備、サービス提供体制の確保に努めてまいりました。

平成26年度末に「新なんこくフライト・プラン～第2次南国市障害者計画～」の期間が終了をすることに伴い、現状に即した新しい障害者計画として、「新なんこくフライト・プラン～第3次南国市障害者基本計画～」を策定することとなりました。本計画は、近年の障害者を取り巻く環境の変化の速さや、現在3年ごとに策定されている「南国市障害福祉計画」との周期を合わせることを考慮し、平成27年度～31年度の5ヶ年計画とします。計画期間中、障害者施策のさらなる充実を図るとともに、前計画からの方針である、障害者の社会のあらゆる分野への「完全参加と平等」の実現にむけて、より一層取り組んでいきます。

※1 障害者【しょうがいしゃ】

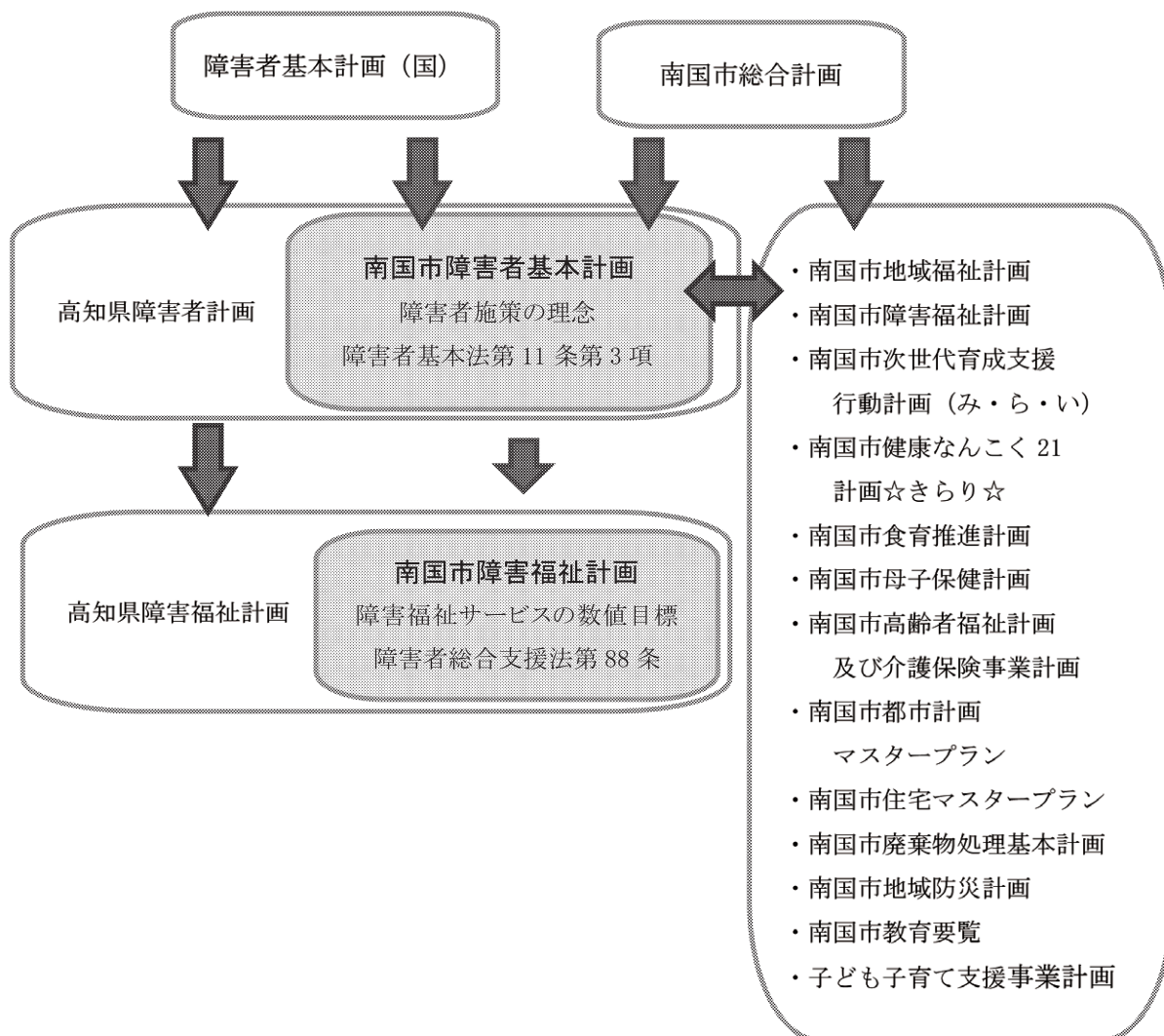
この計画における「障害者」は、身体障害者・知的障害者・精神障害者・高次脳機能障害者・発達障害者・難病患者をいう。また、本計画での障害者という記載には障害児を含むものとする。ただし、障害児に限定させる事柄については障害児と記載する。

※2 障害者基本法【しょうがいしゃきほんほう】

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを対象として、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

2 計画の概要

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけられ、南国市における障害者の状況等を踏まえ、南国市の障害者のための施策に関する基本的な計画を定めるものです。計画期間を平成 27 年度（2015 年度）～平成 31 年度（2019 年度）の 5 年間とし、「南国市障害福祉計画」や「南国市総合計画（※3）」、その他の計画との整合性を考慮しながら、施策の実現を図ります。また、本計画は第 3 次計画であることも踏まえ、可能な限り現在の施策の状況等も掲載します。



※3 南国市総合計画【なんこくしそうごうけいかく】

南国市の将来像を決めるための計画であり、現在平成 18 年度～27 年度の第 3 次計画が策定されている。「いきいきなんこく みんなで築く協働のまちづくり」の実現に向けて、市民と築く「地域協働のまちづくり」、安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」、安心して生涯を託せる「健康福祉のまちづくり」、心豊かにふれあう「文化交流のまちづくり」、活力あふれる「産業拠点のまちづくり」の 5 つの基本施策を掲げている。

3 計画の基本的な考え方

「ノーマライゼーション（※4）」を基本理念とし、障害があっても、社会の一員として社会、経済、文化、その他あらゆる利益を平等に受けられる「完全参加と平等」を目標（目指す社会の姿）とします。全市民とともに進める基本計画であり、その方向性を示すものです。

4 計画の基本目標

前回の計画からの目標である、次の4つの基本目標をもって障害者施策を推進していきます。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 市民参加 | 全市民が参加し、障害者に対する理解と交流を深め、福祉サービスシステムづくりを推進します。 |
| (2) 安心と安全の確保 | 障害者が安心して安全に暮らしていけるシステムづくりを推進します。 |
| (3) 自立支援 | 障害者が主体性を持って暮らしていける環境づくりを推進します。 |
| (4) 地域で共に生きる | 障害者の意欲を引き出し、地域で共に生きる環境づくりを推進します。 |

5 計画の策定体制

南国市福祉事務所に事務局を置き、南国市障害者自立支援協議会（※5）の計画部会において課題等を検討したうえで、市各担当部署で点検等をおこない、南国市障害者自立支援協議会の承認を得て策定しました。

計画の策定にあたって、障害のある方々にアンケート調査を実施し、多くの方のご協力をいただきました。その結果より、障害者のニーズを把握し、計画に反映させました。

6 今後の取り組み

南国市障害者自立支援協議会において、年度毎に計画の進捗状況を確認していき、今後の課題を検証していきます。

※4 ノーマライゼーション【のーまらいぜーしょん】

障害のある人が、地域社会の中で障害のない人と同じように社会の一員として生活を営み、行動できる社会づくりを目指すという考え方。

※5 南国市障害者自立支援協議会【なんこくししょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい】

障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、本市における障害者等の自立生活を支援することを目的とし、設置された協議会。その中には、障害者計画などを協議する計画部会などの専門部会が設置されている。

第2章 南国市の概況

1 南国市の概況

本市は、高知県の中心部に位置し、土佐の稲作発祥の地として知られ、古代には政治、文化の中心地「土佐のまほろば」として栄えてきました。豊かな自然とともに多くの歴史資源に恵まれ、四国横断自動車道南国インターチェンジ、高知龍馬空港を有し、同時に高知新港にも隣接し、高知県中心部の交通の要衝を占めており、南国オフィスパークや流通団地の整備が進むなど、新産業拠点としても発展を続けています。

そのような中、少子高齢化、高度情報化、地方分権の推進、住民ニーズの多様化など、本市を取り巻く状況は少しずつ変化をしてきております。

市の統計（25年度末現在）

面積	125.35km ²		
人口	48,420人	外国人登録者数	208人
男	22,965人	男	102人
女	25,455人	女	106人
世帯数	21,594世帯	登録国籍数	24カ国

2 障害者の状況

以下では、各種手帳取得者等の人数を掲載させていただきます。市民の中には、さまざまな理由で障害があっても手帳の取得等を行っていない方もいます。本計画は、各種手帳取得者等に限らず、すべての心身に不自由がある方を対象としています。

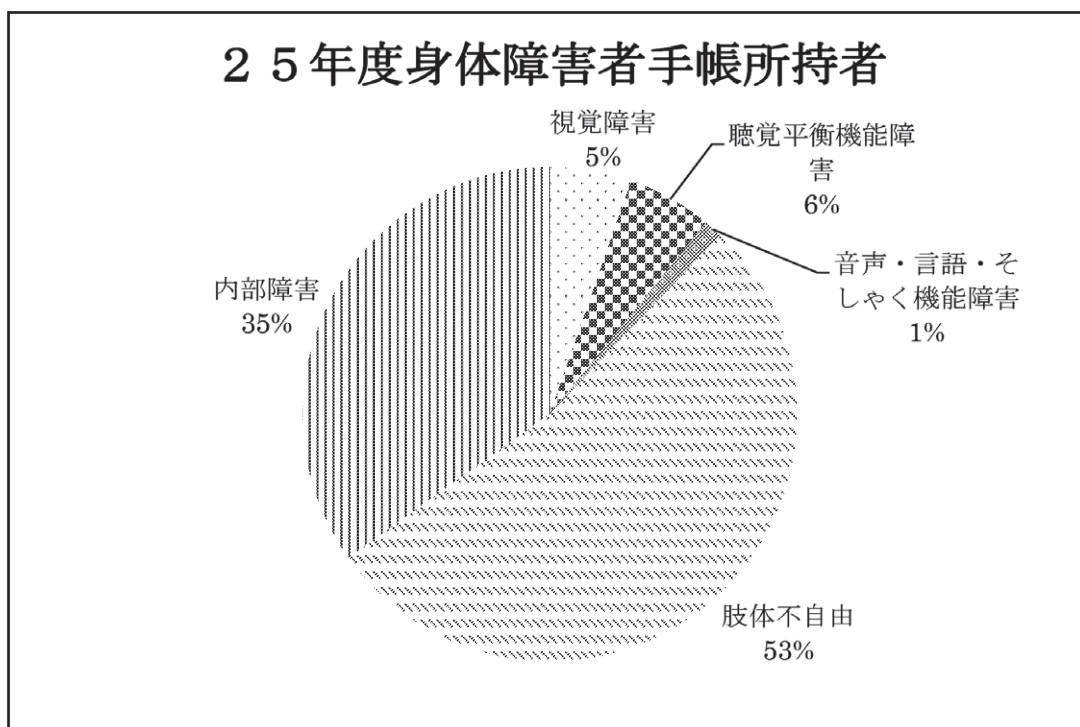
① 身体障害児・者年度別推移

下表は身体障害者手帳所持者の年度別推移で、南国市での身体障害児・者は微増傾向にあり、全体の8割以上が肢体不自由者、内部障害者となっています。

平成25年度における18歳未満の身体障害児は35人、65歳以上の高齢の身体障害者は2,037人です。

〔各年度末現在 単位:人〕

障害別	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
視覚障害	144	142	144	150	146	146
聴覚平衡機能障害	155	157	153	152	149	152
音声・言語 そしゃく 機能障害	31	32	31	32	34	34
肢体不自由	1,445	1,433	1,453	1,488	1,444	1,451
内部障害	842	893	936	973	917	954
総 数	2,617	2,657	2,717	2,795	2,690	2,737



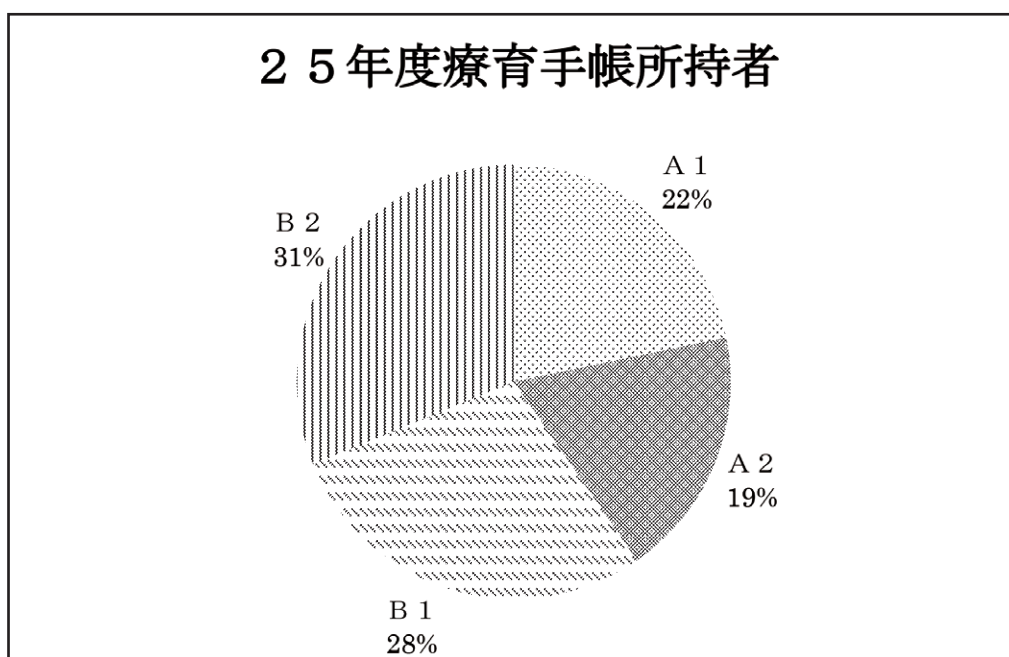
② 知的障害児・者年度別推移

下表は療育手帳所持者の年度別推移で、知的障害児・者は年々増加傾向にあります。

平成 25 年度における 18 歳未満の知的障害児は 61 人、65 歳以上の高齢の知的障害者は 33 人です。

〔 各年度末現在 単位:人 〕

障害別	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
A1	68	72	75	72	75	78
A2	70	66	66	65	66	67
B1	97	96	95	98	101	102
B2	84	92	100	110	112	112
総 数	319	326	336	345	354	359



③ 精神障害者年度別推移

下表は精神保健福祉手帳所持者と自立支援医療受給者証交付数の年度別推移です。手帳所持者・医療受給者証交付数ともに増加傾向にあります。

平成 25 年度における 18 歳未満の手帳所持者は 1 人、65 歳以上の高齢者は手帳所持者 44 人です。

〔各年度末現在 単位：人〕

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
保健福祉手帳所持者数	153	176	187	188	206
自立支援医療（精神通院）受給者証交付数	454	426	508	541	552

④ 難病患者(特定疾患)年度別推移

下表は特定疾患医療受給者証の交付者数の年度別推移です。交付者数は増加傾向にあります。

平成 27 年 1 月 1 日から「難病患者に対する医療費等に関する法律」が施行され、医療費助成対象疾病（指定難病）が 110 疾患に拡大しています。また、平成 27 年夏頃には対象疾病が約 300 疾病になる予定です。

〔各年度末現在 単位：人〕

疾 患 名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
パーキンソン病	326	333	337	370	369
潰瘍性大腸炎					
強皮症・皮膚筋炎、及び多発性筋炎					
全身性エリテマトーデス					
脊髄性脳変性症					
クローン病					
網膜色素変性症					
後縦靱帯骨化症					
サルコイドーシス					
ベーチェット病					
その他					

⑤ 小児慢性特定疾患患者年度別推移

下表は小児慢性特定疾患医療受給者証の交付者数の年度別推移です。交付者数は減少傾向です。

平成 27 年 1 月から「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、小児慢性特定疾病として 14 疾患群（704 疾病）に拡大しています。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小児慢性特定疾患	63	56	53	49	48

3 相談機関、各種申請窓口等の状況

(市内関係機関)

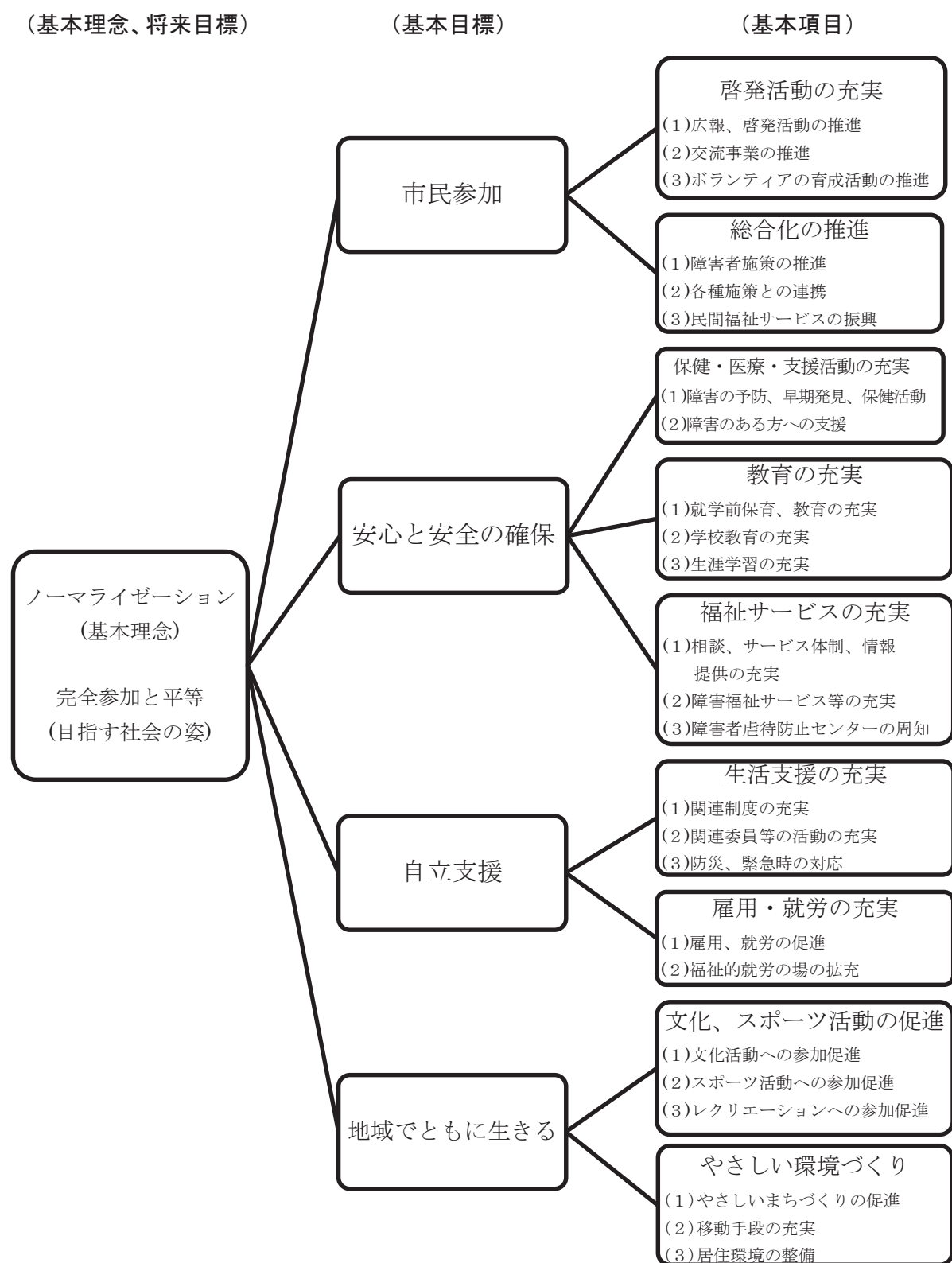
※黒囲みはこの5年間でできた相談機関です。

名称	所在地・電話番号・主な事業内容
南国市福祉事務所	・南国市大堀甲 2301 ・088-880-6566 ・障害者手帳をはじめ手当や福祉サービス、福祉制度の相談や申請の窓口です。障害者虐待防止センターも併設しています。
南国市保健福祉センター	・南国市大堀甲 320 ・088-863-7373 ・各種予防接種、健康診査や、さまざまな保健に関する相談・支援を行っています。
南国市社会福祉協議会	・南国市日吉町 2-3-28 (社会福祉センター内) ・088-863-4444 ・ボランティア活動への支援、福祉や生活の相談・支援などを行っています。
地域活動支援センター「南国」	・南国市日吉町 2-3-28 (社会福祉センター内) ・088-854-8100 ・福祉全般や生活上の悩みなど、障害に関するあらゆる相談・支援を行っています。
障害者就業・生活支援センターゆうあい	・南国市大堀乙 2305 ・088-854-9111 ・仕事に就きたい人や仕事をしている人の相談・支援を、いろいろな機関と連携して行っています。
身体障害者相談員 知的障害者相談員	・身体障害者本人または知的障害者の保護者が、地域にて自らの経験を生かして、障害のある方やその家族の相談に応じています。
あったかふれあいセンター	・南国市日吉町 2-3-28 (社会福祉センター内) ・088-863-4444 ・子どもから高齢者まで男も女も「みんなあ」が集えるサロンです。
指定特定相談支援事業所	・障害福祉サービス利用時に必要なサービス等利用計画を作成してくれる所です。南国市内には平成27年3月末現在「地域活動支援センター南国」「きぼう」「きてみいや」「びいーず」「アルベジオ」があります。
高知黒潮若者サポートステーション 南国サテライト	・南国市駅前町 2 丁目 4-72 ・088-863-5078 ・悩みを持つ概ね15歳以上～40歳未満の若者と保護者の無料相談機関です。

(県内関係機関)

名称	所在地・電話番号
(県立)療育福祉センター	・高知市若草町 10-5 ・子どもの発達に関する相談—088-844-4477 ・発達障害に関すること—088-844-1247 ・子どもの聞こえに関すること—088-844-3756
(県立)中央東福祉保健所	・香美市土佐山田町山田 1128-1 ・0887-53-3171 ・健康増進、母子児童、障害保健福祉に関することを行っています。
(県立)精神保健福祉センター	・高知市丸ノ内 2-4-1 (保健衛生総合庁舎内) ・088-821-4966 ・精神保健及び精神障害者福祉についての相談及び指導のうち複雑又は困難なものに関する事を行っています。
(県立)自殺予防情報センター	・高知市丸ノ内 2-4-1 (保健衛生総合庁舎内) ・088-821-4506 ・自殺を考えるほどの悩みを抱えている人や自死遺族等からの相談に対応しています。
(県立)ひきこもり地域支援センター	・高知市丸ノ内 2-4-1 (保健衛生総合庁舎内) ・088-821-4508 ・ひきこもり本人とその家族からの相談に応じ、適切な関係機関へおつなぎしています。
ルミエールサロン	・高知市大膳町 6 番 3 号 ・088-823-8820 ・視覚障害者向けに日常生活の不便さを解消するため、様々な機器や便利グッズを展示しています。
ハローワーク	・高知市大津乙 2536-6 ・088-878-5323 ・障害のある人の就労について、相談・職業紹介などを行っています。
地域定着センター	・080-6387-3597 ・矯正施設(刑務所等)出所後、高齢又は障害のために自立した生活を営むことが困難な人に対して、保護観察所を協同して福祉サービス等を利用できるよう支援をしています。所在地は非公表。

第3章 計画の体系図



第4章 基本目標に対する現状と課題、施策等

～基本目標1「市民参加」～

基本項目①啓発と組織の充実

(1) 広報、啓発活動の推進

現状と課題

現在、情報提供が必要な場合は随時、市の広報紙「広報なんこく」やホームページに情報を掲載しています。また、南国市社会福祉協議会の広報紙「まんてん」では、障害者に関するさまざまな取り組み等も掲載されています。

平成22年に自立支援協議会監修のもと作成した「ハートフルマップ」は、市役所窓口または特別支援学校における進路相談会等で新規障害福祉サービス利用希望者に配布をしており、地域資源マップとして活用していただいております。

ニーズ調査(12 ページ参照)におきまして、障害福祉に必要なことの質問の回答上位に「地域住民等の障害及び障害者への理解」があります。障害及び障害者への理解のための広報・啓発を行うことにより、本人及び家族が地域でともに暮らしていく際の暮らしにくさの解消につながっていきます。

本計画及び障害福祉計画をホームページに掲載して、南国市における障害者施策のあり方を知っていただき、全市民が協力して障害者にやさしい南国市を築いていくことが必要といえます。

施策等

- 新規施策等をお知らせする場合、対象者へ案内するほか広報や市のホームページを活用して周知をはかります。
- 啓発用パンフレットや、関連イベントなどのお知らせ等がある場合、さまざまな機会を通して配布・広報するように努めます。
- 各機関の相談窓口等で、障害に対する理解と正しい情報・知識の提供や市民一人ひとりの心身の健康につながる支援、普及啓発などをより一層取り組んでいきます。

(2) 交流事業の推進

現状と課題

現在「なんこくボランティア DAY」や「土佐のまほろば祭り」などのイベントを毎年開催しています。「なんこくボランティア DAY」ではボランティア活動の啓発に取り組んでいます。また、「土佐のまほろば祭り」においても、障害者施設利用者の方

や在住外国人の方などにも出店をしていただくなど、さまざまな方々の交流の場となっています。多くの方が参加しやすいイベントにするためには日程調整や広報活動等さまざまな取り組みを行う必要があります。今後もさまざまな形で交流活動を推進していきます。

施策等

- 「土佐のまほろば祭り」では今後も新たな団体などにも呼びかけを行い、交流拡大を図ります。また、障害がある方でも参加しやすい祭りとなるように努めます。
- 「なんこくボランティア DAY」の広報活動等に力を入れ、より多くの方に参加いただき、障害者との交流ができる場として発展・拡大をさせていきます。
- さまざまな施設・団体が行っているイベント等の開催を支援し、それらへの積極的な参加を呼び掛け、交流活動を推進します。

(3) ボランティアの育成活動の推進

現状と課題

南国市社会福祉協議会や保健福祉センター等でさまざまなボランティアの育成活動を行ってきました。そのような活動に参加していただいた方は、現在もいろいろなボランティア活動に参加していただいています。しかし、障害のある方に寄り添うことができる地域住民のさらなる有志は、今もなお求められています。今後は、ボランティア活動に対する理解と参加を得られるような活動をさらに推進していくとともに、それぞれの活動の連携を強めていく必要があります。

施策等

- 南国市社会福祉協議会で開催しているボランティア育成講座を年数回開催し、内容の充実発展を図ります。
- 中学生・高校生・大学生等に、より身近にボランティアを感じていただく機会として「なんこくボランティア DAY」の際には、さまざまな協力を求めています。
- 現在市内1 幼稚園、13 小学校、4 中学校、4 高校、1 分校を福祉活動推進校に指定しています。今後も、ノーマライゼーションの理念を啓発し、ボランティア活動が日常化するように、福祉教育の充実を図ります。
- 地域福祉コーディネーター（※7）によりボランティア活動の情報提供を行います。また、環境整備を図り、企業ボランティアの活性化に向けて個別企業、商工会等との連携を強化します。
- 学校や地域に出向き、車椅子体験学習などを通じて障害への理解を深めてもらい、ボランティア活動へつながるように取り組みます（年間のべ40～50回）。

※7 地域福祉コーディネーター【ちいきふくしこーでいねーたー】

地域福祉、保健、医療などにかかわる施設、関係機関、団体の調整や連携などの業務を行う人。社会福祉士の資格または社会福祉主事の任用資格を有し、業務経験のある者が任用されている。

基本項目②総合化の推進

(1) 障害者施策の推進

現状と課題

地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、また、本市における障害者等の自立生活を支援することを目的として、平成 20 年度に南国市障害者自立支援協議会が設置されました。また、第 3 次南国市総合計画（平成 18 年度～27 年度）の中にも障害者施策を盛り込んでおり、ノーマライゼーション化の推進等を掲げています。第 4 次南国市総合計画（平成 28 年度～37 年度）でもその精神は引き継がれます。

施策等

- 南国市障害者自立支援協議会において、年度毎に計画の進捗状況を確認して、今後の課題を検証していくことにより、障害者施策の推進を着実に進めていけるようにします。
- 南国市障害者自立支援協議会や相談支援事業等を通じて、障害者のニーズを汲み取り、施策に反映できるようにしていきます。

（２）各種施策との連携

現状と課題

保健、医療、福祉、教育等広範な分野にわたり、それぞれの施策との連携をしてきました。また、本市では各分野においてさまざまな計画を策定しており、それらと本計画との整合性を図っていく必要があります。

近隣市町村や県・国の施策とも連携し南国市障害者自立支援協議会で情報交換することで、さらに連携を強化していく必要があります。

施策等

- 各分野の代表者が集まる南国市障害者自立支援協議会などで意見交換を行うなど、保健、医療、福祉、教育等さまざまな分野と連携を図り、社会資源の把握につとめて本計画や施策等を推進します。
- 日常的に各種施設や団体等との情報交換や、交流の場を設け、福祉サービスの向上などにつなげていきます。
- 子育て支援の施策と連携して、保育等の充実を行うなど、施設職員が働きやすい環境づくりを進めます。

（３）民間福祉サービスの振興

現状と課題

近年では、障害者のニーズの多様化や度重なる制度の改正等があり、実際にサービスを提供する民間福祉施設の役割は一層重要となってきました。各施設でのサービスが充実した支援となるよう取り組みを進めていく必要があります。

施策等

- 制度改正の情報提供や、民間福祉サービスの振興を支援していくことで福祉サービスの充実につなげていきます。
- 各施設利用希望者のニーズに応じた情報提供や、苦情などへの適切な対応ができるような体制を整えます。

～基本目標 2 「安心と安全の確保」～

基本項目①保健・医療・支援活動の充実

(1) 障害の予防、早期発見、保健活動

現状と課題

障害があってもなくても自分たちの住み慣れた地域で、住民の一人ひとりが自分らしく生きることができるために、それぞれの障害を相互理解し、支え合うことができるような地域づくりを支援しています。疾病や障害の重症化を防止するには、早期発見、早期療育を進めていく必要があります。

また、国全体で、平成 10 年以降 14 年連続して 3 万人を超える状態が続いていた自殺者は平成 24 年度より 3 万人を下回りました。南国市においても、過去 10 年間の自殺者は、年間 10～20 人で推移しています。経済的な問題など、生きづらさの背景には解決の困難な事情もあると思われますが、できる限りの対策を行うことが必要と考えられます。

施策等

- 保健福祉センターでの母子健康手帳交付時の面接を出発点とし、妊娠期から始まる子育て支援を実施しています。妊婦の健康診査、親の育児不安の軽減・虐待予防の支援、また、親自身に心身不調や何らかの障害がある方への支援などを、今後も関係機関と連携を強化しながら行っています。
- 乳幼児への予防接種を通じて疾病の予防、健康診査により疾病等の早期発見に努めております。しかし、子どもによって発達・発育の個人差が大きく、乳幼児健診の場で、確実にすべてを判定するには困難な場合があります。日頃から子ども達をみている小児科医・保育所・幼稚園等との連携体制の強化や、子どもの成長に心配を持つ親がもっと気軽に相談できるような体制づくりを進めていきます。
- 保健福祉センターで月 1 回「ミニデイケア」として、病気の予防・再発防止ならびに、心身のケアにつながる活動を行っています。今後も活動を継続していき、より良い家庭生活や社会生活・社会復帰ができるよう、内容の充実を図っていきます。
- 自殺問題について、市民が、こころもからだも健康でいられるような相談・支援体制の整備を進めます。
- 平成 25 年 3 月より、市のホームページに「こころの体温計」という簡単にメンタルヘルスチェックができセルフケアが可能なサイトを開設しました。質問に答えていき最後まで進むと相談先等関係機関を紹介しています。
- 傾聴ボランティア養成講座を平成 24 年から実施しています。民生児童委員、食生活改善推進員が中心で 3 年間のべ 120 名の受講生がおり、自殺予防のためのゲートキーパー役を期待しています。

（２） 障害のある方への支援

現状と課題

現在、障害のある方への支援となるさまざまな活動が行われており、障害者の社会参加の促進等につながっております。そのような活動の振興を図るとともに、医療機関等とも連携を図り、それぞれの障害に応じた適切な支援ができるようにすることが重要となってきます。

施策等

- 医療機関や福祉保健所など関係機関との連携を強化し、適切な医療を受けることができる体制や、社会復帰が円滑に進むような体制を充実させていきます。
- 障害者が相談をし、交流できる場所として、地域活動支援センター「南国」が設置されています。今後も障害者が気軽に余暇を過ごすことのできる場所としてサービスをつづけていきます。
- 身体障害者やボランティアの方でつくっている「南国市身体障害者協議会」、知的障害者を持つ家族等でつくっている「南国市手をつなぐ育成会」（共に南国市社会福祉協議会内に事務局があり、障害者福祉の増進を目的とし、交流活動などを行っています）などの障害者団体の活動充実や周知を支援していきます。
- 精神障害者の家族の自主グループとして「南国市家族会」が平成 25 年 7 月に発足しました。同時に保健福祉センターでは精神障害者家族の個別相談の強化を図っています。
- 難病患者の一般相談を福祉事務所や保健福祉センターでも受け付け、福祉保健所や関連機関との連携を強化し、難病患者への支援がスムーズに行えるようにしていきます。また、難病団体等とも協力し、支援を進めていきます。
- その他、障害のある方への支援につながる取り組みを、積極的に考案・実施していきます。

基本項目②教育の充実

(1) 就学前保育、教育の充実

現状と課題

特別な支援を必要とする子どもへの理解の広まりと同時に対象の子どもが増加しています。特別な支援が必要な子どもが、保育所(園)・公立幼稚園での、教育・保育が受けられるよう、加配保育士(※8)等を配置して、保育所・幼稚園での生活に支障が出ることをないう努めています。ただし加配保育士等はパート・臨時職員が配置されることもあり、実践が少ないため、専門的な対応が難しく、適切な支援ができにくい場合があります。また、子どもの障害、特に発達障害等について容認が難しい家庭もあることから、今後はさらに、特別な支援が必要な子どもに対する総合的な支援体制の充実が求められています。

施策等

○専門的な知見に基づき、対象児の特性に応じた支援の方策やその方向性についてのコーディネーターや保育所等への指導・助言ができるよう、特別支援保育専門職員の養成に努めていきます。

○保育所等の相談窓口、関係機関との連携の充実、専門機関等の指示に基づく保育所等への支援ができる特別支援保育コーディネーターの配置を進めていきます。

○職員研修として、定期的に勉強会を開催し、よりよい支援を実施できるよう努めていきます。

(2) 学校教育の充実

現状と課題

就学前保育との取り組みをさらに発展させ、障害実態や発達段階に応じた適切な教育が受けられる体制を整備するとともに、家庭や関係機関等と連携を密にしながら、個々の適切な支援を図るための特別支援教育の充実に努めています。

現在義務教育では、学年に関係なく同じ障害種別の児童8人までが学級を編成することとなっています。しかし、同じ障害でも、児童生徒一人一人の障害実態と発達段階に違いがあるため、一人の教員では、個々に応じたきめ細かい指導ができにくいという問題があります。また、障害のある子どもを幼児期から継続的、計画的に支援するために保育行政と教育行政の一元化を進めていくことも課題となっています。

施策等

○家庭や幼稚園、保育所(園)との連携をさらに充実させ、個々の障害実態や発達段階に応じて、保育と学校との間で計画的に支援ができる体制づくりを進めます。

※8 加配保育士【かはいほいくし】

障害のある子どもの安全の確保を第一の目的として、生活面や発達面の援助をするために配置される保育士。

- 特別支援学校・特別支援学級と通常の学級との交流を積極的にすすめ、障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができる共生社会の形成にむけた「インクルーシブ教育システム」の構築のための特別支援教育を推進していきます。
- 現在、年3回市内特別支援学級の児童生徒で交流会を開催しています。今後も、そのような交流の場を充実させて、親睦を深め、仲間づくりを行っていきけるよう支援していきます。
- 特別支援教育の充実と教員の資質・指導力の向上を目指し、関係機関等と連携を図りながら障害理解や指導方法の実践研究に努めます。
- 教職員研修の推進や個別の指導計画の作成を図りながら、障害のある児童生徒が、学校運営全体の中で組織的に教育・支援が受けられるよう取り組んでいきます。
- 就学指導を充実させるため、引き継ぎシート等を活用し保育所（園）、幼稚園、保健師等との連絡会を開催します。
- 学校教育施設のバリアフリー化を進めます。
 - ・長岡小学校で肢体不自由特別支援学級児童対象のトイレを改築（平成24年度）。
- 通常の学級において、特別な支援を要する児童生徒を支援する特別支援教育支援員を配置し、支援体制を充実させていきます。

（3）生涯学習の充実

現状と課題

障害者に対する正しい理解を得るためには、社会のあらゆる場所で、さまざまな年代の方への学習の機会を提供することが必要です。

現在、図書館や公民館などを増改築する際には、障害がある方でも利用可能なバリアフリー対応の施設となるようにしております（高知県ひとにやさしいまちづくり条例）。今後はそのような施設を有効に活用して、学習の機会を増やしていくことが課題となります。

施策等

- 障害者問題について、講演会や車椅子等体験学習など社会教育の様々な機会を通じて、市民の理解を深めていきます。
- 講演会など学習活動の際には、障害のある人もない人も同じように参加できる体制づくりを行います。
- 社会教育施設の増改築にあたっては、バリアフリー対応となるようにして、障害があっても気軽に利用できる施設づくりを継続していきます。
 - ・三和防災コミュニティセンター（平成26年度）
 - ・後免町防災コミュニティセンター（平成26年度）
 - ・前浜防災コミュニティセンター（平成28年度）

基本項目③ 福祉サービスの充実

(1) 相談、サービス体制、情報提供の充実

現状と課題

現在、多様化する相談内容に対応するため、専門的な相談、総合的な相談体制の整備が図られつつありますが、相談を受ける方が、相談しやすい環境を整えるとともに、相談窓口の周知を進める必要があると考えられます。

平成 19 年度から地域活動支援センター「南国」に相談支援事業を委託し、福祉事務所、保健福祉センター等の関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。

平成 24 年度より障害福祉サービスを受けるにあたって必要なサービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所が市内に 5 ヶ所開設されています。ただし、平成 26 年度末現在、障害福祉サービス受給者全員にサービス等利用計画は導入できていません。

施策等

- 地域活動支援センター「南国」での相談支援を充実・整備していくなど相談体制強化に努めます。また、相談窓口の周知徹底、対応する職員体制の整備等に取り組めます。
- 地域活動支援センター「南国」において、引き続き平日の日中活動や相談を行います。
- ◎サービス等利用計画の導入を促進するために新規指定特定相談支援事業所と相談支援専門員の確保に努めます。また、障害福祉サービス利用希望者全員がサービスを受けられる体制を整えます。
- 定期的な意見交換会を開催し、相談支援専門員及び関係機関の資質の向上に努めます。

(2) 障害福祉サービス等の充実

現状と課題

サービスの利用状況や、今後の見込量、数値目標などを定めた「南国市障害福祉計画」を作成しサービスの充実を図っています。

障害福祉サービスを受ける際に必要なサービス等利用計画が平成 26 年 12 月末時点で約 6 割（障害者 59%、障害児 71%）しか導入できていません。指定特定相談支援事業所および相談支援専門員の絶対数の不足、1 件の計画相談にかかる労力に対して報酬単価が見合っておらず新規事業所が参入しないこと、利用者・教育関係者・サービス事業所への制度の周知不足により相談支援専門員が毎回制度の説明をしなければならず手間がかかる事などが考えられます。

相談、聴き取り等を通じて障害者のニーズの抽出を行い、きめ細かなサービスの供給ができる体制整備を整えることが今後の課題となります。

施策等

- ◎指定特定相談支援事業所及び相談支援専門員の増加に努めます。
- ホームヘルプについては、相談、聴き取り等を行う中で重度の障害の方には、2人体制など、ニーズに合わせた対応を心がけています。個別ニーズに応じた適切なサービスを提供していきます。
- 介護者の負担の軽減や緊急時に対応するため、ショートステイの充実を図ります。
- 福祉就労（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）から一般就労する人を増やします。障害者就業・生活支援センターとも連携をし、職場定着をはかります。
- 福祉施設入所者や入院中の精神障害者が、在宅でも安心して生活ができるように、体制整備や支援の充実、連携強化を図り、地域生活への移行を促進します。
- ☆難病患者に対して、日常生活用具給付事業等によりサービスの充実を図ります。
- 特別支援学校在校時から進路に関わることで、卒業後スムーズに地域での障害福祉サービスが受けられるよう体制整備・連携を行っていきます。

*第4期南国市障害福祉計画における目標数値（抜粋）

- ・施設入所から地域へ移行する人数（目標数値）：25人（平成18～29年度の累計）
- ・福祉就労から一般就労する人数（目標数値）：4人（平成29年度末）

（3）障害者虐待防止センターの周知

現状と課題

障害者の虐待防止の観点から南国市虐待防止センターが平成24年度より福祉事務所に設置されています。虐待を未然に防ぐこと、虐待の早期発見および虐待をうけた場合の安全確保を目的とし障害者の権利擁護を行います。

施策等

- ☆障害者虐待防止センターは虐待防止を主眼とし、虐待対応ケースではすみやかに事実確認を行い、組織で判断して分離等の措置が必要なケースは安全確保を最優先します。
- ☆広報や市のホームページを活用して周知を行います。
- ☆高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク委員会の充実を行い、組織的な取り組みの強化を行います。

～基本目標3「自立支援」～

基本項目①生活支援の充実

(1) 関連制度の充実

現状と課題

障害者の自立を支援するため、年金や手当・税の減免・医療費の助成などのさまざまな制度が設けられており、手帳交付時などに各種制度について説明しています。

制度を知らないために利用ができないということがないように周知徹底に努めていく必要があります。

施策等

- 「日常生活自立支援事業（※9）」を推進し、知的障害者や精神障害者などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 「成年後見制度（※10）」については、市で、制度利用が困難な者を援助する要綱を定めております。制度周知を図っていくとともに、相談があった場合には、わかりやすい説明を心がけます。
- 「生活福祉資金（※11）」の活用について、社会福祉協議会、民生・児童委員（※12）等と連携を深め、制度の周知と適切な利用支援を進めていきます。

※9 日常生活自立支援事業【にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう】

障害のある人や高齢者が福祉サービスの利用や金銭管理など日常生活に必要なことについて、自分一人で判断することが難しく困っている場合に、安心して生活が送れるように支援をする事業。

※10 成年後見制度【せいねんこうけんせいど】

知的障害のある人、精神障害のある人など、判断する能力が十分ではない人の財産管理や身上監護（施設への入所・退所などの生活について配慮すること）に関することを後見人にさせることで、本人の利益を守る制度。

※11 生活福祉資金【せいかつふくしきん】

低所得者、障害者または高齢者に対し、経済的自立と生活・社会参加の促進を図り、安定した生活が営まれるよう、必要な指導援助とともに資金の貸し付けを行う制度。

※12 民生・児童委員【みんせい・じどういいん】

住民の立場に立ち、社会福祉の増進のため、地域のボランティアとして自発的・主体的な活動を行うとともに、関係行政機関の業務等にも協力をしている人。民生委員として委嘱されると、児童福祉法によって児童委員も兼ねることとなる。

（２） 関連委員等の活動の充実

現状と課題

障害者の自立支援を手助けするため、さまざまな方に地域に根差した活動をしていただいております。資格や、個人が持っているノウハウの共有ができれば問題解決に少しでも近づくことができます。

施策等

- 身体障害者相談員・知的障害者相談員（※13）との連携を強化し、研修への積極的な参加を呼び掛けるなど相談員活動の充実を図ります。また、相談員活動の周知徹底に取り組みます。
- 民生・児童委員への研修の際に、障害者関係の内容を充実させるなど、障害のある方への理解、支援の充実などと呼びかけます。
- 人権擁護委員（※14）に、関連する研修等がある際には積極的に参加していただくなど、活動の充実を図ります。

※13 身体障害者相談員・知的障害者相談員【しんたいしょうがいしゃそうだんいん・ちてきしょうがいしゃそうだんいん】

地域の中で、障害者と同じ目線に立って相談に応じるなど、障害者福祉の増進に向けた活動を行っている人。原則として、身体障害者相談員は身体障害者の人、知的障害者相談員は知的障害者の保護者の方が委嘱されている。

※14 人権擁護委員【じんけんようごいいん】

地域の中で、人権思想を広め、人権侵害が起きないよう見守り、人権を擁護していくため、人権相談を受けるなどさまざまな取り組みを行っている人。

(3) 防災、緊急時の対応

現状と課題

東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）以降、本市では様々な施策に取り組んでいます。要配慮者台帳（旧 災害時要援護者台帳、以下 台帳）の整備を進め、要配慮者が避難時、また避難先で必要とする支援の情報を登録しています。また、台帳の情報共有について同意が得られた方の情報は、平常時から地域支援組織（民生児童委員・自主防災組織・消防団等）とも共有し、平常時からの見守り活動や地域での防災訓練等への活用を図っています。

市の福祉避難所については 13 施設（市と県教委及び 10 法人）、知的・発達障害児者を対象とする広域福祉避難所については 6 施設（3 市 1 町と県教委及び 3 法人）で協定を締結しています。

津波からの緊急避難場所として市沿岸部に避難タワー 14 基を建設し、全てのタワーには車椅子でも介助があれば登れる事ができるようスロープが設置されています。

平成 26 年度末の市内の自主防災組織は 156 組織で組織率は約 93%となっています。また、自主防災組織が地区単位でまとまった地区連合会が 10 組織立ち上がっており、南国市全体の連合会も結成されました。

今後は、要配慮者のうち、「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する」避難行動要支援者の個別計画（避難支援プラン）の作成が必要となってきました。

施策等

- 平成 26 年度末改定した地震ハザードマップ（※15）、津波ハザードマップの全戸配布を行います。情報提供や啓発活動をすることで、市民の防災意識の向上を目指します。
- ☆平成 26 年度には、聴覚障害者を対象とした緊急情報を伝達する防災行政無線の戸別受信機の貸与を行っています（40 人）。
- 現在、随時組織単位で防災訓練や学習会を行ったり、年数回ほど市全体の訓練を行っています。今後は、身体障害者など要配慮者の避難等に関する訓練をさらに充実させ、一人では避難できない、又は避難手段を確保できていない障害者を地域で共に支え合う体制を築いていけるよう支援していきます。
- 災害時の支援体制を確立するため、「南国市災害ボランティアセンター」（災害時に一時的に立ち上げる、各地から来たボランティアの受付・誘導等を行う機関）体制づくりを進め、年 1～2 回研修会等を開催します。大規模災害時には「南国市災害ボランティアセンター」を迅速に立ち上げ、災害ボランティアの支援・指導を行います。

※15 ハザードマップ【はざーどまっぷ】

災害時の危険区域などを示したマップ。南国市では、南国市防災マップ（全戸配布）、地震・津波防災マップ（全戸配布）、物部川・国分川洪水ハザードマップ（全戸配布）、土砂災害ハザードマップ（指定地区に配布）などが作成されている。

○情報共有の同意を得ている方の台帳登録情報は市の関係機関、地域支援組織（民生児童委員・自主防災組織・消防団等）などと共有し、平常時からの見守り活動や地域での防災訓練等への活用を図っています。また、台帳の情報は半年ごとに更新しています。

☆台帳に登録された方、また避難行動要支援者については、優先順位をつけて順次個別計画（避難支援プラン）の作成に取り組みます。

基本項目② 雇用、就労の充実

（１）雇用、就労の促進

現状と課題

就労に向けての支援等により、一般就労につながるケースもありますが、障害者の雇用、就労については未だ十分な状況ではありません。ニーズ調査（35 ページ参照）では、障害にあった職種の増加、職場や上司、同僚の理解などが回答上位でした。障害者の自立や社会参加にとって就労は重要な問題であることを認識し、就労条件に合う職場を確保する取り組みを官民一体となって進めることが課題といえます。

南国市の職員につきましては、平成 26 年度当初現在、障害者雇用率は 2.87%となっており、法定雇用率（※16）（2.3%）を充足しています。

施策等

- 南国市職員の障害者雇用体制の整備を進め、今後も法定雇用率以上の雇用を行えるように努めます。
- 障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、障害者職業センター（※17）等と連携しながら、一般企業への雇用・就労を促進します。また、法定雇用率を達成するように働きかけます。
- 障害者にとっての就労の重要性を啓発し、また、障害の状況や精神的な不安などにもきめ細かく対応できるような相談体制を整備していきます。

*第4期南国市障害福祉計画における目標数値（抜粋）

・福祉施設から一般就労に移行する人数（目標数値）：4人以上（平成29年度）

※16 法定雇用率【ほうていこようりつ】

障害者の雇用の促進に関する法律に基づき、雇用しなければならないとされている身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用率。

※17 障害者職業センター【しょうがいしゃしょくぎょうせんたー】

就職を希望する障害者に対して、ハローワークが行う職業紹介の業務と連携しながら、就職のための相談、職業準備支援事業等を実施し、障害者が職場に定着できるように支援を行う機関。

（２）福祉的就労の場の拡充

現状と課題

障害者が一般就労をする場合には、就労前の実習先を確保し、就労移行支援事業所（※18）を活用するという方法があります。また、一般就労が難しい場合などには、就労継続支援A型事業所（※19）、B型事業所（※20）などがあります。

現在、南国市内外のこれらの福祉就労事業所等を利用している方は約 120 名いますが、今後も、障害者が安心して働き、社会参加ができるように福祉的就労の場の拡充を図ることが必要です。

施策等

○福祉就労事業所等の職場環境向上を支援するとともに、希望に合ったサービスが受けられるよう事業所等との連携を強化します。

○障害者就業・生活支援センター、地域活動支援センター「南国」、商工会等と連携し、就労前の実習先を確保します。

☆特別支援学校在校時から進路に関わることで、卒業後スムーズに地域での障害福祉サービスが受けられるよう体制整備・連携を行っていきます。

※就労移行支援の利用者数（目標数値）：6 人（平成 29 年度）

※就労継続支援A型の利用者数（目標数値）：22 人（平成 29 年度）

※就労継続支援B型の利用者数（目標数値）：117 人（平成 29 年度）

（※それぞれ第4期南国市障害福祉計画より抜粋）

※18 就労移行支援事業所【しゅうろういこうしえんじぎょうしょ】

就労を希望する障害者が、生産活動等を通じて、就労に必要な知識や能力を身に付ける事業所。

※19 就労継続支援A型事業所【しゅうろうけいぞくしえんえーがたじぎょうしょ】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者が、生産活動等を通じて訓練を行う事業所で、雇用契約に基づく就労の機会を提供する事業所。

※20 就労継続支援B型事業所【しゅうろうけいぞくしえんびーがたじぎょうしょ】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者が、生産活動等を通じて訓練を行う事業所で、A型事業所以外の事業所。

～基本目標４「地域でともに生きる」～
基本項目①文化、スポーツ活動の促進

（１）文化活動への参加促進

現状と課題

市で文化的なイベントを行う際には、可能な限り障害がある方でも参加ができるような体制を整備しています。障害があってもうまいのある文化的な生活を送ることができるように、多くの文化活動に参加する機会をつくっていくことが重要です。

施策等

- 各種イベントなどあらゆる文化活動の際には、障害がある人もない人も同じように参加できる体制づくりに努めます。
- 各種イベント等のパンフレットや広報活動は誰もがわかりやすいものとなるように努めます。
- さまざまな文化活動を行っている団体等と協力をして、文化活動の振興を図ります。
- 文化活動等を行う施設のバリアフリーを進めます。
- 成人式等大きなイベント時には手話通訳者を設置しています。

（２）スポーツ活動への参加促進

現状と課題

毎年、市立スポーツセンターで障害者卓球大会を行っています。また、高知県障害者スポーツ大会の際などには、出場者の送迎支援を行っています。障害者が健康的な生活をおくることができるように、自由にスポーツに取り組めるための環境をつくっていく必要があります。

施策等

- 市立スポーツセンター等を活用して、参加者が交流を深め、健康維持に貢献できるようなスポーツ活動を考案・推進していきます。また障害者が主な利用者となる場合、施設利用料の減免制度があります。
- 県などが開催するスポーツ大会の際には、積極的に参加を呼び掛けるとともに、移動手段の確保等にも努めます。
- さまざまなスポーツ活動を行っている団体等と協力をして、障害者のスポーツ活動の振興を図ります。

(3) レクリエーションへの参加促進

現状と課題

保健福祉センター、南国市社会福祉協議会、地域活動支援センター「南国」などで、料理教室や遠足などのレクリエーションを行っています。障害者と家族の方がレクリエーションに気軽に参加できるような環境づくりを進めていく必要があります。

施策等

- レクリエーションの参加者のニーズを把握し、新しい活動の考案や、活動充実を図っていきます。
- さまざまな活動を行っている支援団体等と協力をして、レクリエーション活動の促進に努めます。
- 保健福祉センターのミニデイおよび地域活動支援センターではレクリエーションの他、社会貢献活動として障害者自身が参加しゴミ拾いのボランティア活動も行っています。

基本項目②やさしい環境づくり

(1) やさしいまちづくりの促進

現状と課題

市で新しく歩道のある道をつくる際は、道路の移動等円滑化整備ガイドラインに沿って点字ブロックの設置や、段差解消等に取り組んでいます。また、市役所や小・中学校の障害者用トイレの設置・改築なども進めています。今後も、社会のノーマライゼーション化を目指し、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例（※21）」等の活用を図りながら、障害の有無に関わらず、安全かつ快適に日常生活を送れるまちづくりを進めていく必要があります。

施策等

- 障害者にやさしい道づくりを推進します。
- どのような方でも簡単に使えるトイレの普及を推進します。
- 既存の公共施設、公園等についてもバリアフリー対応となるように整備を進めていきます。

※21 高知県ひとにやさしいまちづくり条例【こうちけんひとにやさしいまちづくりじょうれい】

県、市町村、事業者及び県民を対象として、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用することができる施設等の整備やその他のひとにやさしいまちづくりのために必要な施策を推進することを定めた条例。

（２）移動手段の充実

現状と課題

現在、一定の障害がある方に、タクシーの利用や給油の際に利用できる「福祉タクシー利用券・福祉給油券」の交付や、外出時にガイドヘルパーを派遣する「移動支援事業」などを行っています。障害者が移動に不自由しないよう、移動手段を確保して、社会参加の促進や日常生活の利便を図る必要があります。

施策等

- 「移動支援事業」の相談や周知徹底、内容充実を図ります。
- 南国市社会福祉協議会のリフト付きバスの利用促進、ボランティアとの連携など、移動手段の確立を図ります。
- 「福祉タクシー利用券・福祉給油券」の交付を継続していきます。
- バス等の公共交通機関の確保や利用方法のわかりやすい説明、福祉タクシーの周知等を進めて、自立した移動ができるよう支援します。

（３）居住環境の整備

現状と課題

ニーズ調査（32 ページ参照）では今後暮らしたい場所として、半数以上の方が家族や親戚と暮らしたいと回答しました。障害者が住宅改造を行う際には補助金の交付を行っています。車椅子対応の公営住宅の建設（平成20年に2部屋）等も行っています。今後も、障害があっても、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、居住環境の整備を促進していく必要があります。

施策等

- 今後建設を行う公営住宅には、バリアフリー化を進めていきます。
- ☆公営住宅の空き状況に応じて共同生活援助（グループホーム）への賃貸を行います。
- 障害者向けの住宅改造補助制度の周知徹底や利用の支援に努めます。
- 障害の状況やニーズに合った場所に居住できるよう、相談・支援体制を強化していきます。

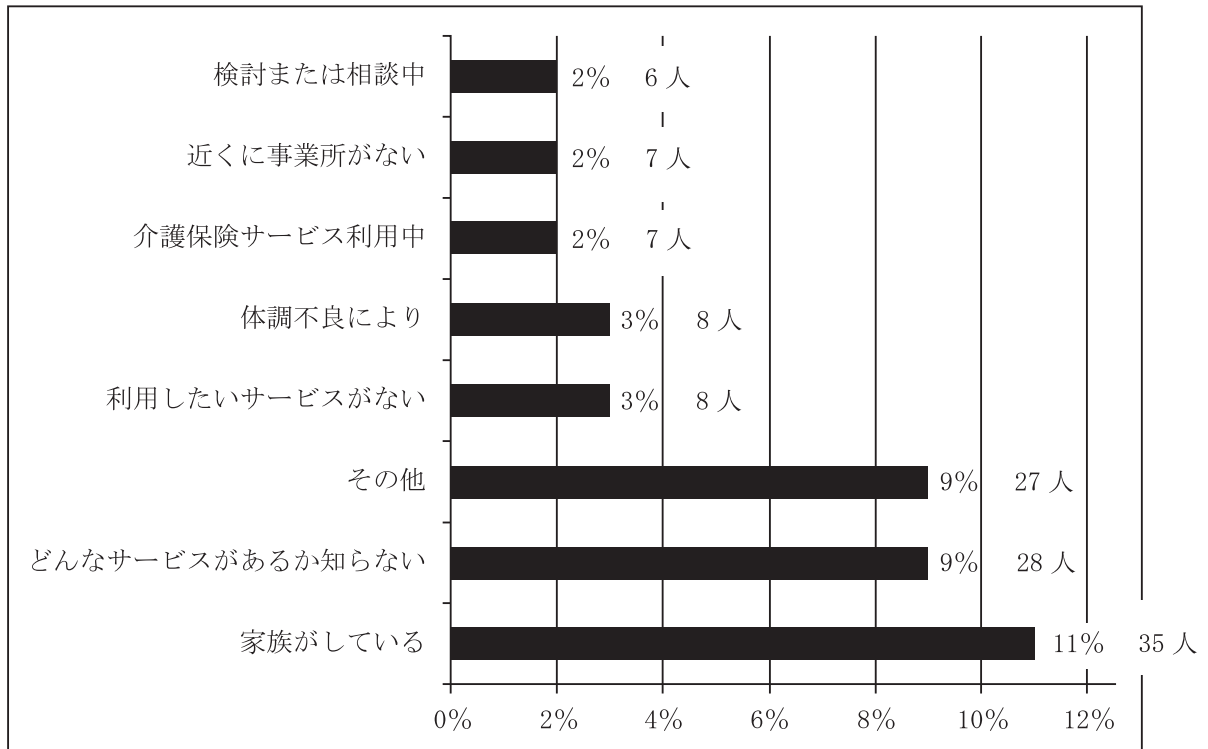
アンケート集計結果報告

1. 調査の目的 南国市の障害者の状況やニーズを把握し、南国市の実情にあった障害者基本計画及び障害福祉計画を策定するための資料とする。また、今後の南国市福祉行政の指標とする。
2. 対 象 南国市在住で下記条件に該当する方から無作為抽出した 316 人
- ① 身体障害者手帳をお持ちの方（視覚・聴覚・音声言語・肢体不自由・内部障害）
 - ② 療育手帳をお持ちの方（A 1・A 2・B 1・B 2）
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（1 級～3 級）
 - ④ 自立支援医療（精神通院医療）を受給されている方
 - ⑤ 難病患者の方で特定疾患医療受給者証をお持ちの方
 - ⑥ 高次脳機能障害
 - ⑦ 特別児童扶養手当受給者
 - ⑧ 地域活動支援センター利用者
 - ⑨ 障害福祉サービス受有者
 - ⑩ 保健福祉センターのミニデイ利用者
3. 調査方法 自宅もしくは施設へアンケート調査票を郵送または持参し、回答を記入していただき、返信用封筒にて返送していただく。無記名とする。
4. 調査時期 平成 26 年 9 月 11 日にアンケート調査票を発送。平成 26 年 10 月 10 日までに返送していただくこととする。

5. 回答状況

発送数	返送総数	回答率
316	154	48.7%

障害福祉サービスを受けていない理由

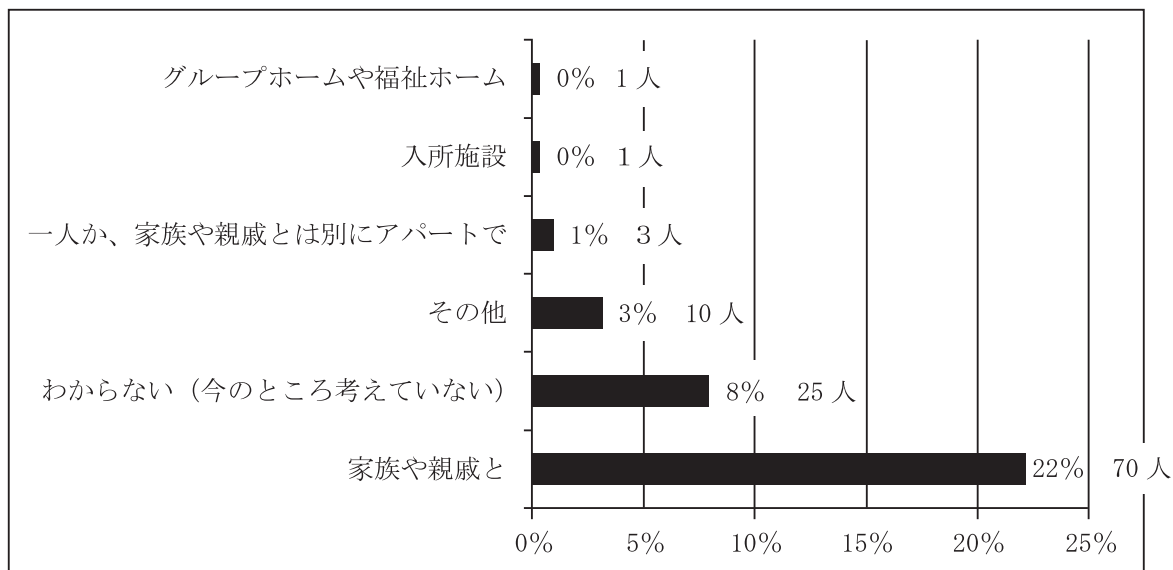


その他の意見（抜粋）

- 28日毎の点滴で病気により抑制されている。家族の手助けと道具の利用で暮らし方の工夫をしている。
- 利用する必要がある。
- 身体的に問題ない。
- 自宅で好きな時間帯に日常生活できればよいと思っている。

自分の体が動くうちは自分で自分の身の周りの事は行い、家族がいれば家族にお願いしたいと考えている方が大部分です。

どんなサービスがあるか知らないといった回答も多かったことから、制度の周知を広報・ホームページで情報提供していきます。



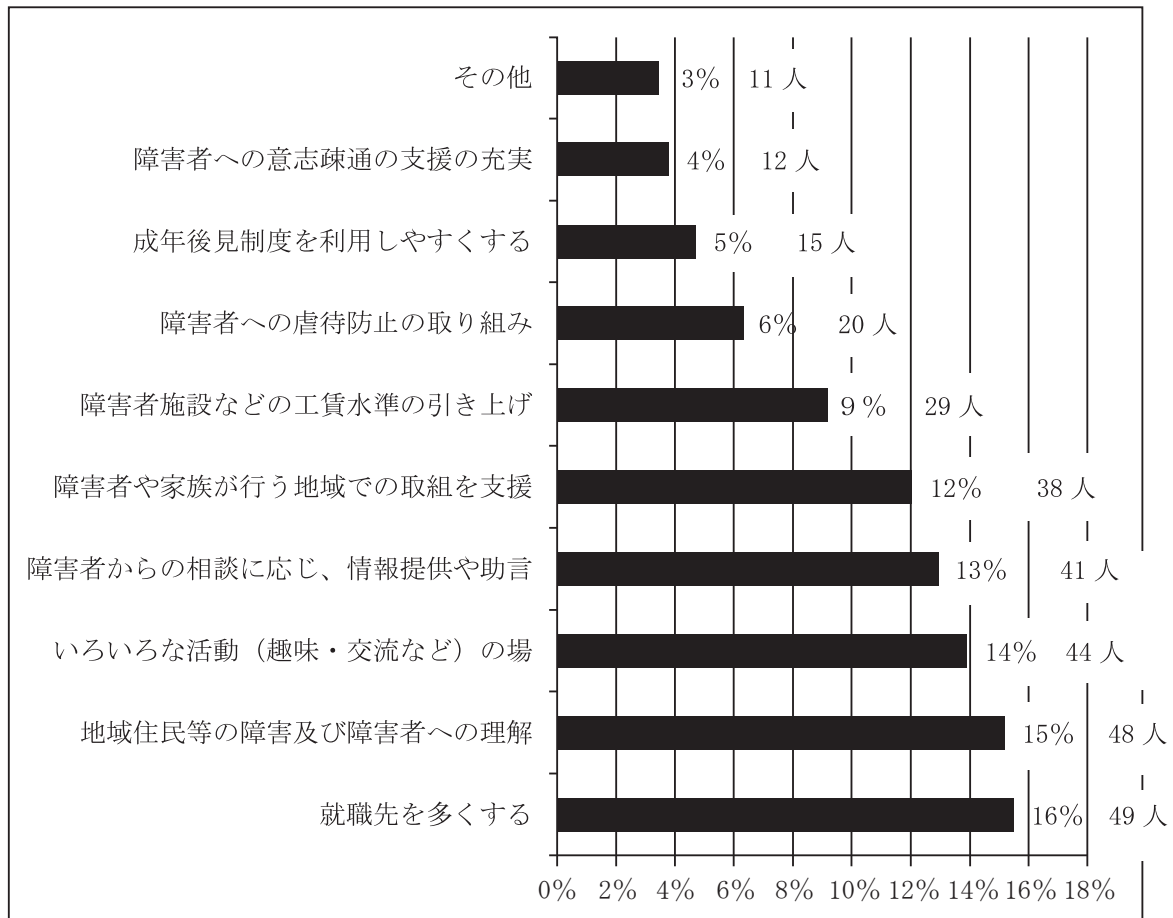
その他の意見（抜粋）

- 海拔の高い所で安心できる所。
- 障害の進行の度合いによって適切な場所を選んでいきたい。
- 年齢を重ねていくので、市役所、病院、買い物等車を利用しないで行ける中心部で暮らしたい。

現在、在宅の障害児・者は「ずっと自宅で暮らしたい」と回答し、施設利用中の人は「入所施設で暮らしたい」と回答する傾向がうかがえます。

「わからない」と回答した人も多く、自分自身では判断できない、もしくは難しい人が多いということもうかがえます。

障害福祉に必要だと思うこと



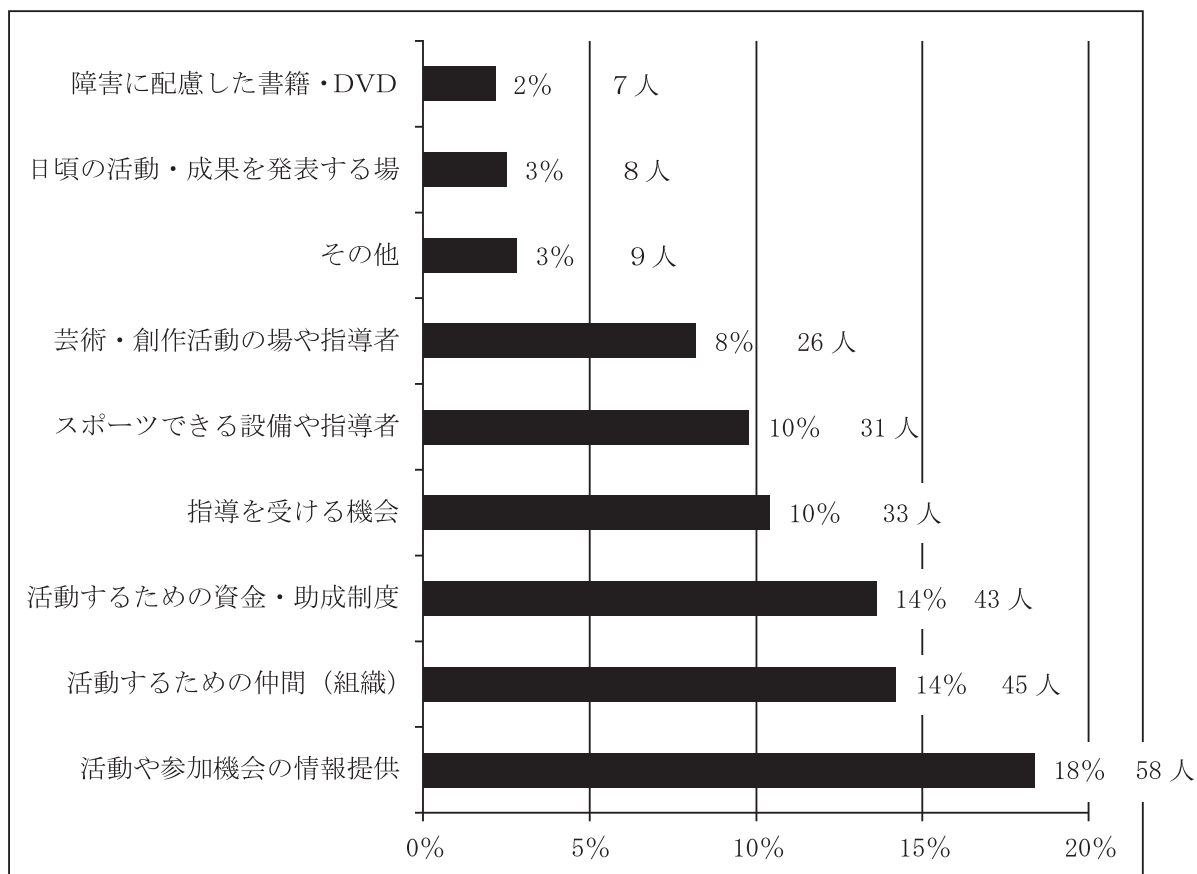
その他の意見（抜粋）

- ケアマネージャー、ヘルパー、看護師、医師の資質の向上。
- 年金をもっと上げてください。
- 車いすで利用できる施設、公共交通の充実、トイレ、ホテル等の充実。
- 災害時に薬や水等が必要に応じて届けられること。

障害があっても社会の一員として生活していくことに結果が多く集まっています。自立して持てる力を十分発揮できる環境にあることを求めているとうかがえます。

就職や障害への理解、活動の場、相談など行政のこれまでの施策をふりかえり、十分であったか評価をし、期待に応えられるよう取り組みをすすめていきます。

充実した生活をおくるために必要なこと



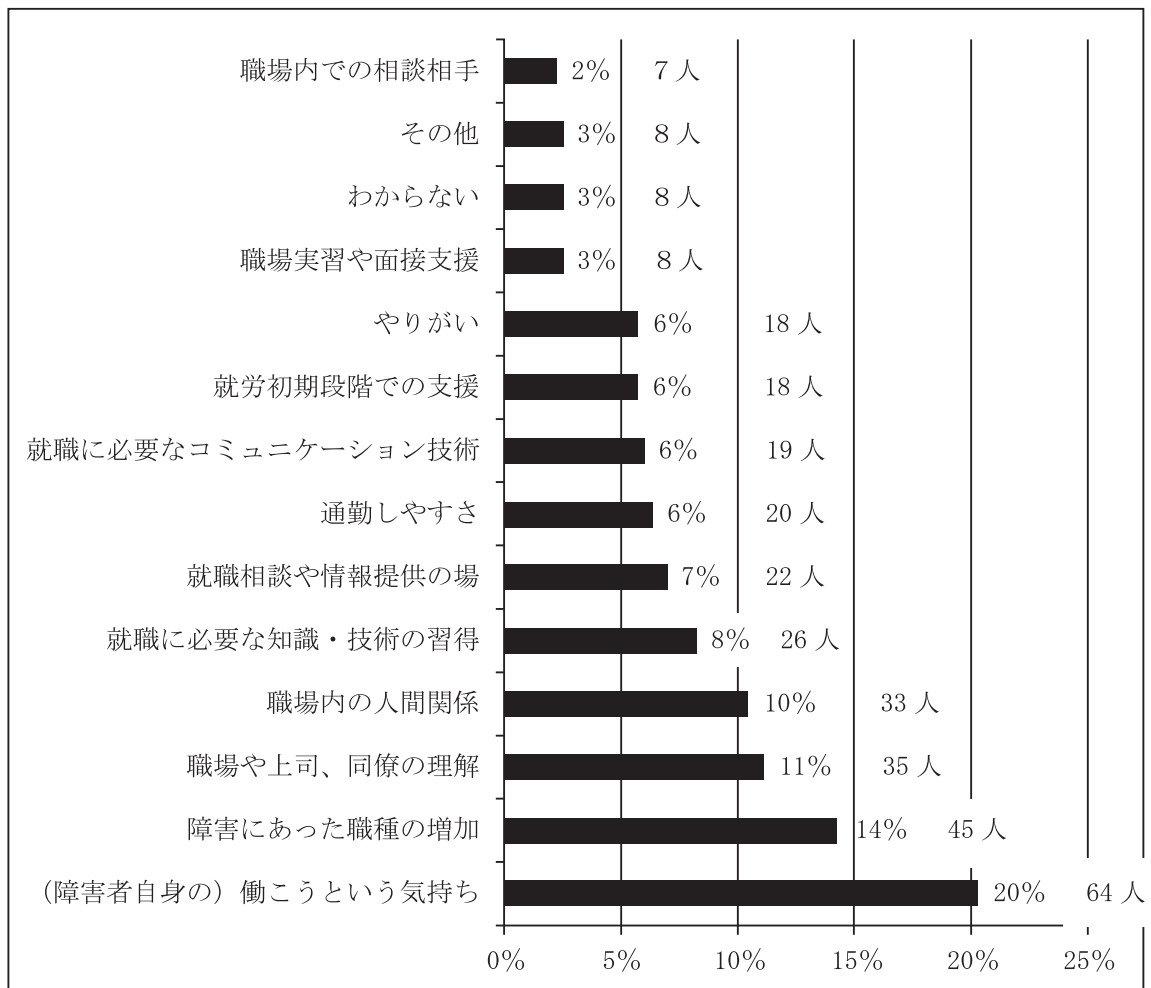
その他の意見（抜粋）

- 健康
- 就職先を多くしてほしい。
- 自宅で生活するための手助け。

「活動や参加機会の情報提供」に最も回答が多いです。世の中に多くあふれている情報の中から、自身の障害の程度で参加可能な活動を求めています。

スポーツや文化活動は、健康維持や心のうるおい、生きがいをもたらし、生活を豊かにするうえで大きな役割を果たします。こういった活動に積極的に参加できることが大切であり、そのための情報提供を行っていきます。

働く（働き続ける）ために必要なこと



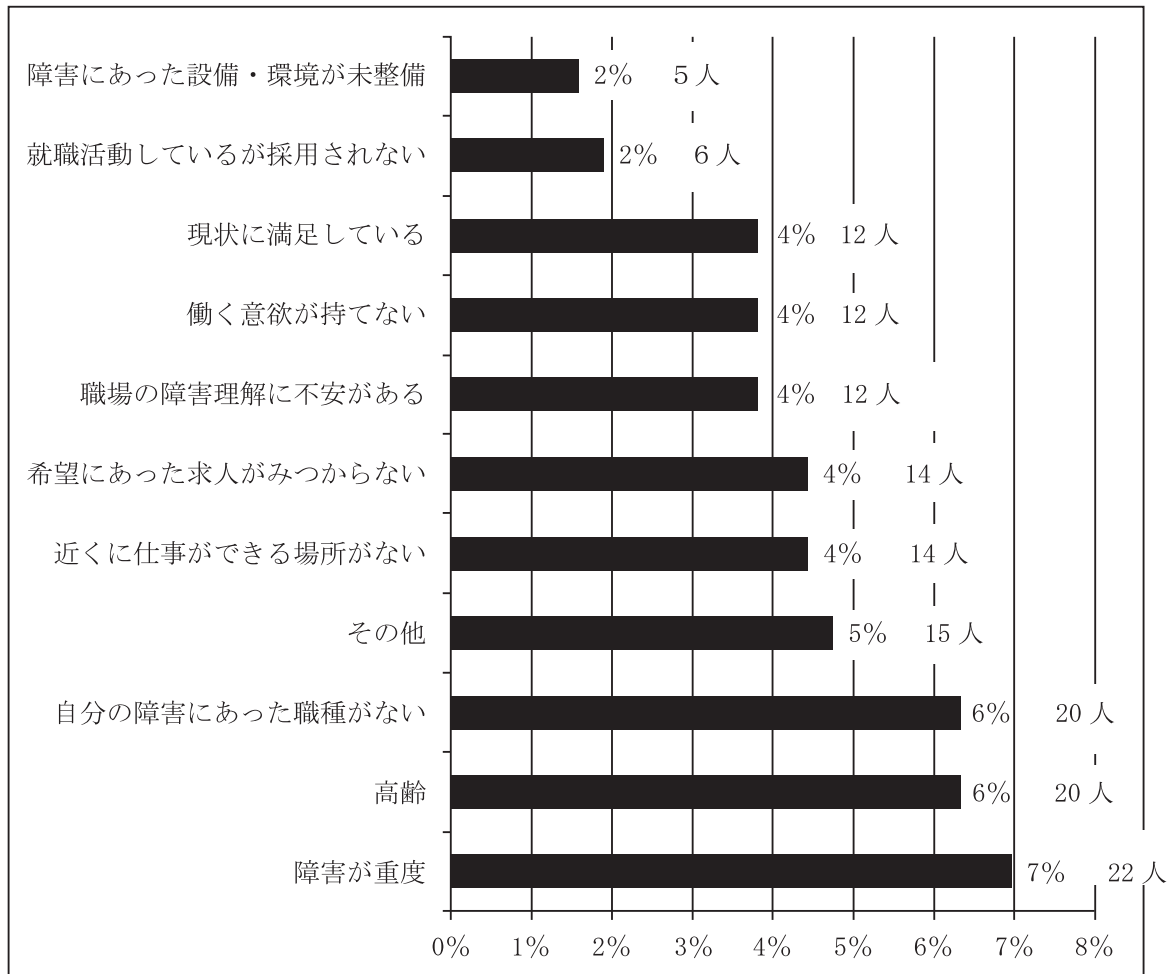
その他の意見（抜粋）

- 障害者に対する社会の理解
- 職場の環境
- 体調

「（障害者自身の）働こうという気持ち」に最も回答が多いです。

国や県の雇用政策を行っている機関、また障害者就業・生活支援センターと連携をし、障害者が働く・働き続ける環境整備を行っていきます。

一般就労していない理由



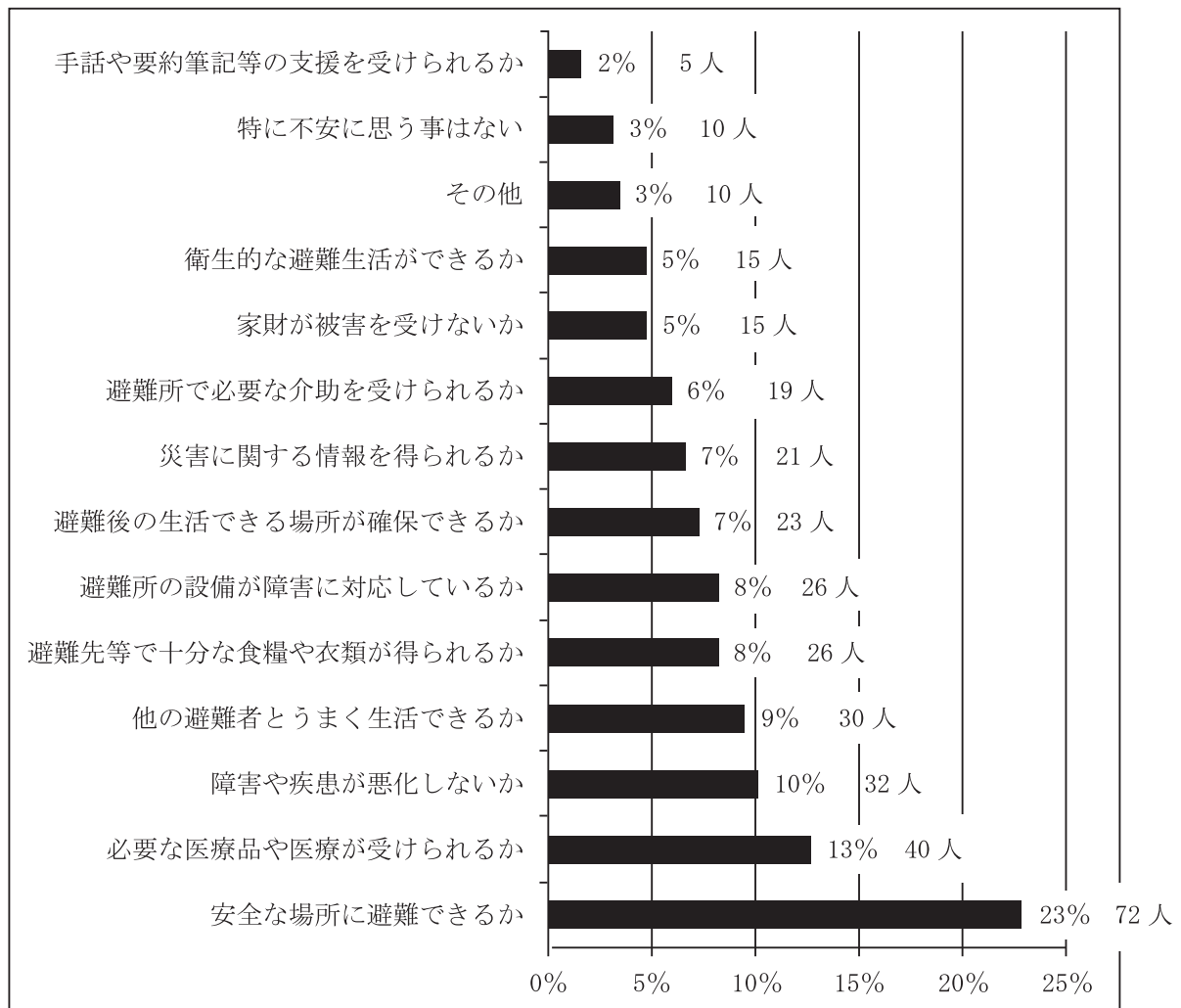
その他の意見（抜粋）

- 身体面、精神面に波があり、今は無理。
- 対人恐怖症あり。
- 現在の医療力に限界があり、病状回復が難しく、体調コントロールが難しい。

「障害が重度」「高齢」「自分の障害にあった職種がない」と就職活動をしていない回答が上位に並んでいます。

就労条件に合う職場を確保する取り組みを官民一体となって進める必要があります。

災害発生時の不安



その他の意見（抜粋）

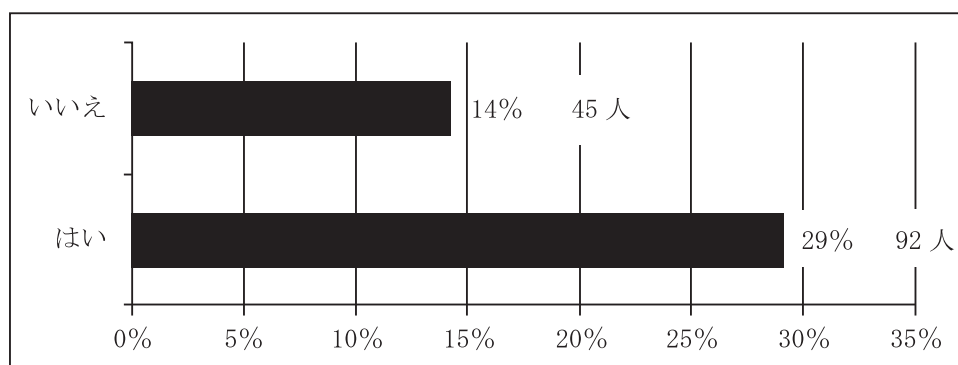
- 難聴の為、避難所で補聴器の確保ができるか。
- 障害者本人が災害を理解できるかどうか分からない。
- 薬が切れること。
- 避難訓練は行っていますが、生活面について深く考えてないと思います。

災害情報をキャッチした後、「安全な場所に避難できるか」の回答が最多です。次いで避難所生活での不安が続いています。

要配慮者台帳（旧 災害時要援護者台帳）の整備・充実をはかり、市の関係機関、民生児童委員、自主防災組織等との情報共有をはかっていきます。

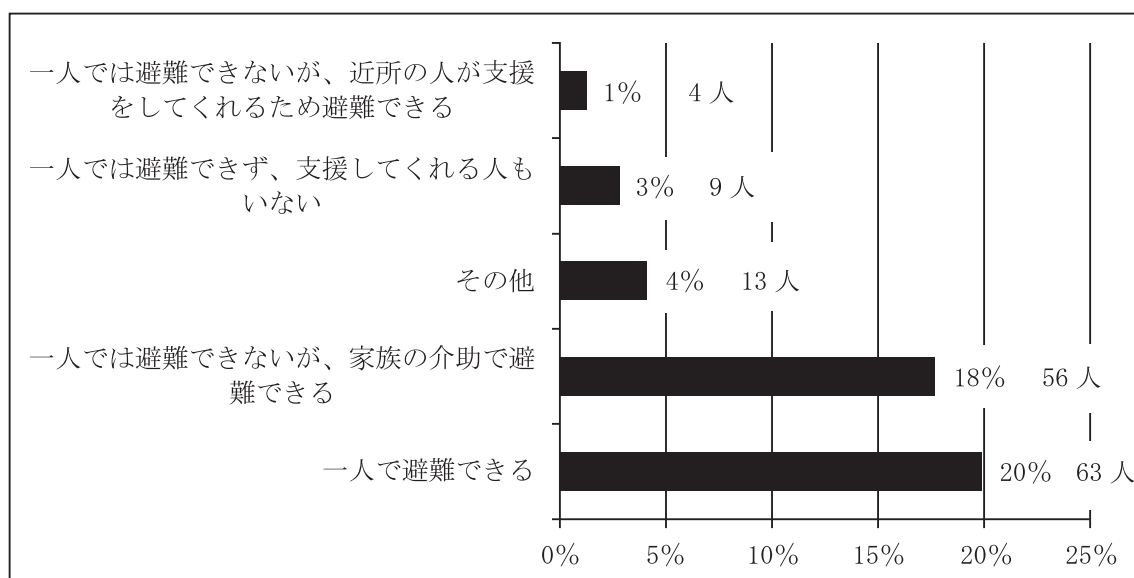
福祉避難所も順次協定を結んでいます。

災害時の避難場所を知っているか



※残りは無回答

災害発生時に一人で避難できるか

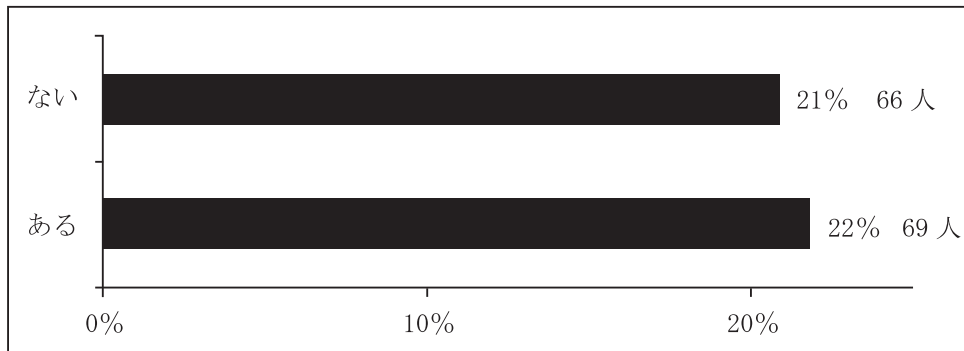


その他の意見（抜粋）

- 避難所では設備が十分でないため、避難しない。
- 父が身体障害者で、母も残せない。
- 避難所へは行かず、自宅で運命を待つ。
- 一人では移動できない。家族がいるが状況によっては支援できない。

「一人では避難できず、支援してくれる人もいない」という回答に少数の人が回答しています。要配慮者台帳（旧 災害時要援護者台帳）の整備・充実をはかり、市の関係機関、民生児童委員、自主防災組織等との情報共有をはかっていきます。

災害時の避難方法に不安



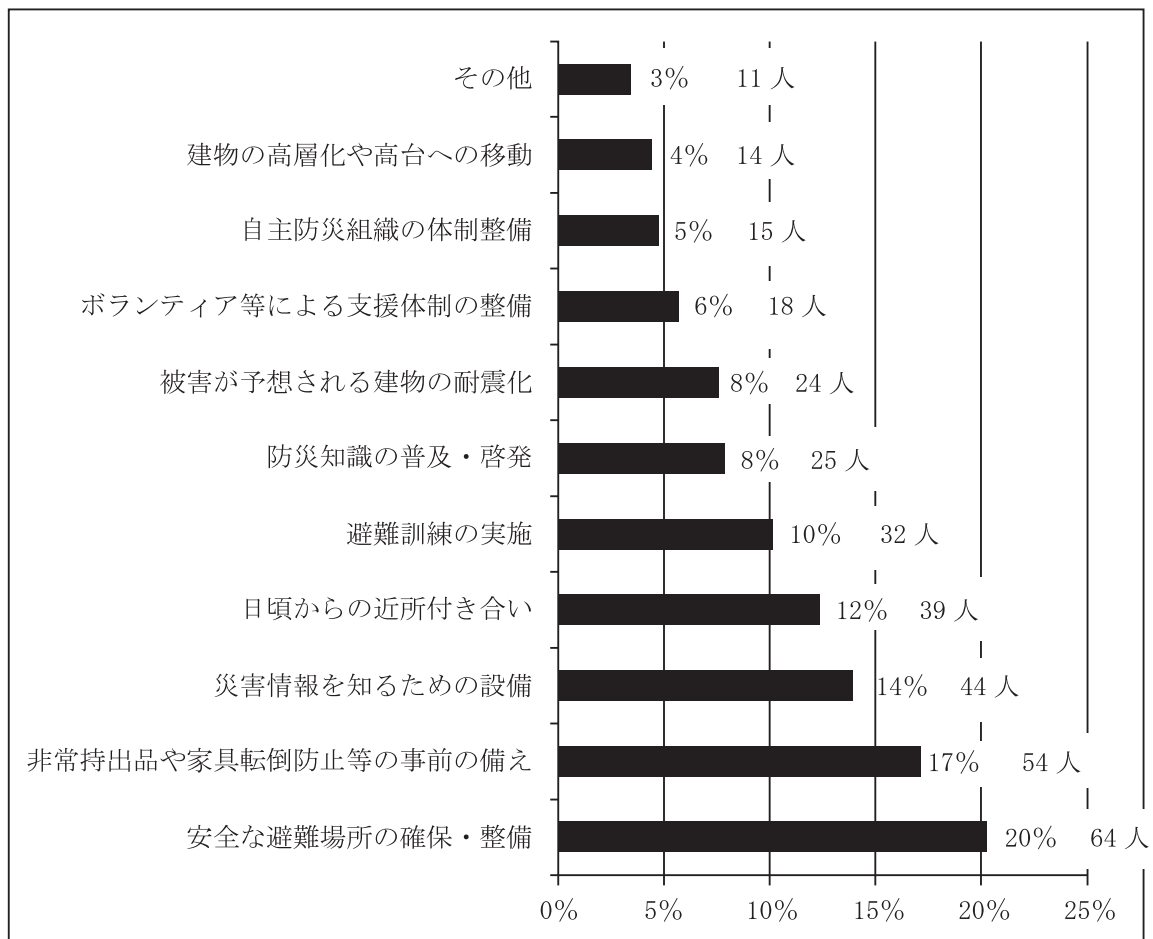
「ある」と答えた人の自由記載より（抜粋）

- 杖をついてゆっくりしか歩けない。
- 避難場所に行き方がわからない。
- 透析のできる場がなくなる不安がある。
- 夜間は無理。
- 歩行困難なため、車いすが必要です。
- 目が見えないので、一人にいるときは避難できない。
- 一人で避難できないので、確実に避難できる方法、人、物を確保しておきたい。
- 津波がきて、高い所へ避難できなかったら、泳げないし、片手ではつかまっていられない。
- 認知症の理解が困難なため。
- 夜が不安です。
- 避難したくない。
- 一人でどうしていいかわからない。
- 耳が不自由。
- パニックになるかもしれない。

障害の程度に応じて、様々な災害時の避難方法に不安があります。

平常時の避難訓練から障害者（要配慮者）本人も参加し、また日頃から避難支援者や避難場所・方法について話し合うことが問題解決への第一歩です。

緊急時に必要だと思う対策

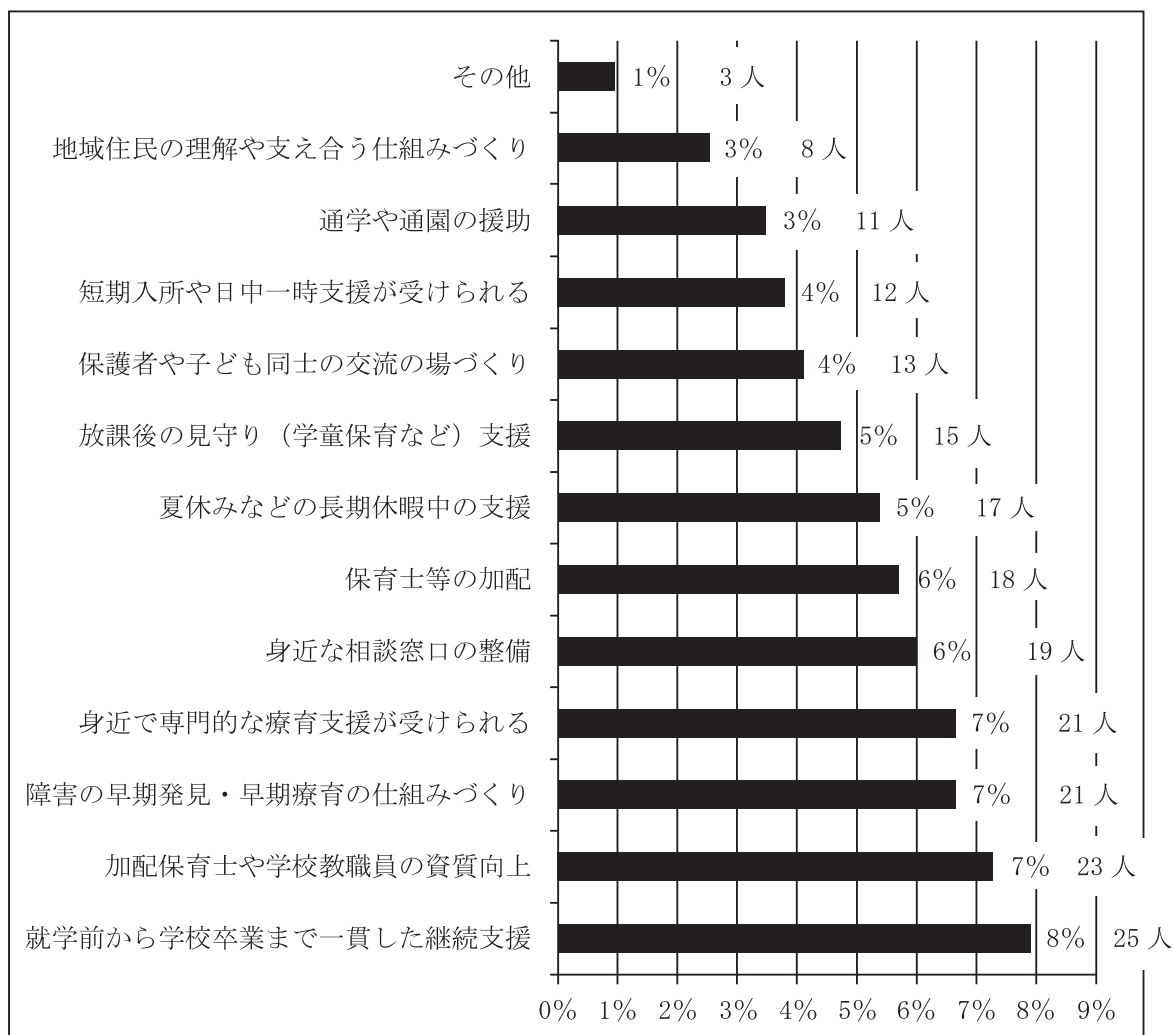


その他の意見（抜粋）

- 避難所の空調設備がないこと。
- 自分のコミュニケーション力。

施設整備のハード面の整備が最多の回答ですが、ソフト面の回答も上位にあります。平常時における事前の準備が災害時に効果を発揮します。

障害児支援に必要なこと



その他の意見（抜粋）

- 発達障害とはどういうものかを、障害児を持たない保護者に説明する機会
- 学童退所になり、仕事を辞めなくてはならなくなった。

障害児の家族は、子どもの成長過程においていろいろな悩みを持ち、家族だけでは解決できないことも多くあります。子どもの成長に応じて必要となる様々な支援を障害児本人はもとより、家族に行うことが求められています。

福祉事務所をはじめ医療・保育・学校など複数の機関による支援及び各部門の資質の向上が求められています。関係機関と連携し、適切な支援体制の整備に努めていきます。

○南国市障害者自立支援協議会設置要綱

平成20年9月24日

告示第43号

改正 平成25年3月27日告示第19号

南国市障害者計画推進委員会設置要綱（平成12年南国市告示第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、南国市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活を支援することを目的とする。

（構成機関等）

第2条 協議会は、次に掲げる構成機関（以下「構成機関等」という。）で組織する。

- (1) 指定相談支援事業所
- (2) 高知県相談支援体制整備事業関係者
- (3) 指定障害福祉サービス事業者
- (4) 障害者家族団体等関係者
- (5) 障害当事者団体等関係者
- (6) 医療関係機関
- (7) 就労支援、雇用等関係機関
- (8) 教育関係機関
- (9) 商工関係機関
- (10) 県及び市行政関係部署
- (11) 識見を有する者
- (12) その他市長が必要と認める機関

（協議事項）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の中立及び公平性の確保並びに運営評価に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 就労支援サービスの支給決定を含む障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。

- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害者計画、障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
- (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事項
(組織)

第4条 協議会は、全体会及び専門部会で構成する。

- 2 全体会は、構成機関等の代表者（以下「全体会の委員」という。）で構成する。
- 3 専門部会は、構成機関等の意見を踏まえ構成機関等の中から選出するものとし、当該構成機関等の実務担当者（以下「専門部会の委員」という。）で構成する。
(全体会)

第5条 全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の提案、専門部会の設置・変更・廃止、構成機関等の連携のあり方、役割分担等について協議する。

- 2 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 会長及び副会長は、再任することができる。

(専門部会)

第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 専門部会は、部会長が招集する。
- 5 部会長は、会議において必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福祉事務所に置く。

(秘密の保持)

第8条 協議会において知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。協議会の構成メンバーを脱退後も同様とする。

(報酬)

第9条 全体会の委員及び専門部会の委員の報酬は、無報酬とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後最初に選任される会長及び副会長の任期は、第5条第6項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成25年告示第19号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

南国市障害者自立支援協議会 組織及び構成機関等

構 成 機 関 等 の 名 称				全体会	専門部会				
					相談支援検討部会	就労支援部会	居宅生活サポート部会		計画部会
							居住支援	日中活動支援	
					毎月開催	随時開催	随時開催	随時開催	随時開催
				年2～3回開催 専門部会で積み上げてきたことについて意思決定をしたり、その他自立支援策全般について協議します。	相談支援事業所等に相談のあった事例について報告してもらい、支援の内容等を検討します。	就労を目指しているなど主に就労に関して問題のある事例について、関係機関で支援の内容等を検討します。また、就労移行支援、就労継続A型、B型の継続申請があった場合に、その継続の可否について検討します。	住居を探しているなど主に居住に関して問題のある事例について、関係機関で支援の内容等を検討します。	日中活動に支援が必要など主に日中活動に関して問題のある事例について、関係機関で支援の内容等を検討します。	障害者計画、障害福祉計画等の研究、検証を行います。
(1)	1	指定相談支援事業所	地域活動支援センター南国	○	○	○	○	○	○
(2)	2	(高知県相談支援体制整備事業)	特別アドバイザー	○ (スーパーバイザー)					
(3)	3	指定障害福祉サービス事業者	南国市社会福祉協議会	○				○	
	4		障害者支援施設こくふ	○		○(ウィール社)	○(コーポラス)		○
	5		障害者自立支援事業所なんこく	○		○			○
	6		きてみや	○		○			
	7		就労支援センターコーケン	○		○			
	8		南海学園	○					○
	9		土佐希望の家	○				○	
(4)	10	障害者家族団体等関係者	南国市手をつなぐ育成会	○					○
	11		精神障害者家族代表	○					○
	12		心身障害者家族代表	○					○
(5)	13	障害当事者団体等関係者	南国市身体障害者協議会	○					○
	14		難病団体連絡協議会	○					○
(6)	15	医療関係機関	南国病院	○					
	16		岡豊病院				○		
(7)	17	就労支援、雇用等関係機関	障害者就業・生活支援センターゆうあい	○		○			
	18		障害者就業・生活支援センターシャイン			○			
	19		高知障害者職業センター			○			
	20		高知公共職業安定所	○		○			
(8)	21	教育関係機関	高知県立山田養護学校	○		○			
	22		高知県立若草養護学校希望の家分校					○	
(9)	23	商工関係機関	南国市商工会	○			○		
(10)	24	県及び市行政関係部署	県中央東福祉保健所	○	○	○	○	○	○
	25		市福祉事務所	○	○	○	○	○	○
	26		市保健福祉センター	○	○	○	○	○	○
	27		市長寿支援課(地域包括支援センター)	○				○	
	28		市教育委員会	○				○	
	29		市都市整備課(住宅係)				○		
(11)	30	識見を有する者	南国市連合婦人会	○					○
	31		南国市民生児童委員協議会	○					○

南国市障害者自立支援協議会委員名簿

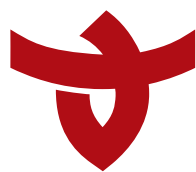
	氏 名		備 考
1	澤村 豊	会長	南国市社会福祉協議会会長
2	岡本 圭美		地域活動支援センター「南国」
3	住友 芳美		特別アドバイザー
4	後藤 ふじ子		障害者支援施設こくふ
5	中村 富佐子		きてみいや理事長
6	中村 武		就労支援センターコーケン
7	宇井 みちえ		南海学園園長
8	山下 敏正		土佐希望の家常務理事
9	濱口 憲正		南国市手をつなぐ育成会会長
10	吉川 眞喜子		精神障害者家族代表
11	窪川 遊亀子		心身障害者家族代表
12	今井 義則	副会長	南国市身体障害者協議会会長
13	浜田 成亮		難病団体連絡協議会理事長
14	中澤 宏之		南国病院院長
15	山本 和久		障害者就業・生活支援センター ゆうあい
16	丸岡 潔		高知公共職業安定所所長
17	吉村 陽二		県立山田養護学校校長
18	浜田 英城		南国市商工会会長
19	田上 豊資		高知県中央東福祉保健所所長
20	中村 隆之		南国市民生児童委員協議会会長
21	岩原 富美		南国市保健福祉センター所長
22	原 康司		南国市長寿支援課長
23	竹内 信人		南国市教育委員会学校教育課長
24	中村 俊一		南国市福祉事務所長

南国市障害者自立支援協議会 計画部会委員名簿

	氏 名		備 考
1	今井 義則	部会長	南国市身体障害者協議会会長
2	岡本 圭美		地域活動支援センター「南国」
3	後藤 ふじ子		障害者支援施設こくふ
4	長尾 恭代		ウィール社
5	宇井 みちえ		南海学園園長
6	濱口 憲正		南国市手をつなぐ育成会会長
7	吉川 眞喜子		精神障害者家族代表
8	窪川 遊亀子		心身障害者家族代表
9	永野 由美子		高知県中央東福祉保健所
10	中村 隆之		南国市民生児童委員協議会会長
11	中村 比早子		南国市保健福祉センター

第 3 次南国市障害者基本計画 及び 第 4 期南国市障害福祉計画 策定経過

平成 26 年 9 月 8 日	第 1 回計画部会
平成 27 年 1 月 8 日	第 2 回計画部会
平成 27 年 2 月 2 日	第 3 回計画部会
平成 27 年 2 月 26 日	第 4 回計画部会
平成 27 年 3 月 5 日	全体会



NANKOKU CITY